

平成11年度
包括外部監査の結果報告書

千葉市包括外部監査人

平成 12 年 3 月 29 日

包括外部監査人 鈴木 啓 之

平成 11 年度包括外部監査の結果に関する報告

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項による平成 11 年 4 月 1 日付け千葉市との包括外部監査契約に基づき外部監査を実施した結果について、地方自治法 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

目 次

(監査のテーマ)

財 産 管 理

監査の概要

- 1 . 監査の種類..... 1
- 2 . 特定した事件 (監査のテーマ) 及び監査対象年度 1
- 3 . 監査対象機関..... 1
- 4 . 監査の実施期間 1

監査の視点と方法

- 1 . 監査のテーマ選定の背景と理由..... 1
- 2 . 監査にあたっての着眼点..... 2
- 3 . 監査の方法..... 2

監査対象の概要

- 1 . 千葉市の財産の概要..... 3
- 2 . 公有財産の財産価値..... 4

監査の結果

第 1 . 土地の管理について

- 1 . 土地の管理の概要と監査結果のまとめ..... 8
- 2 . 土地の管理の監査結果
 - (1) 公有財産台帳に記載する土地の価格について 10
 - (2) 有効利用を図るべき土地について 10
 - (3) 適切な財産管理を図るべき土地について 14
 - (4) 貸付けている土地について 16
 - (5) 都市計画事業用地について 17

第 2 . 土地開発基金の管理について

- 1 . 土地開発基金の概要と監査結果のまとめ..... 20
- 2 . 土地開発基金の監査結果
 - (1) 土地開発基金の土地の保有期間について 22
 - (2) 土地開発基金の土地の現状について 23
 - (3) 債権について 24
 - (4) 土地開発基金の資金運用について 25
 - (5) 土地開発基金の残高について 25

(監査のテーマ)
病院事業の管理

監査の概要

- 1 . 監査の種類…………… 27
- 2 . 特定した事件 (監査のテーマ) 及び監査対象年度…………… 27
- 3 . 監査対象機関…………… 27
- 4 . 監査の実施期間…………… 27

監査の視点と方法

- 1 . 監査のテーマ選定の背景と理由…………… 27
- 2 . 監査にあたっての着眼点…………… 28
- 3 . 監査の方法…………… 28

監査対象の概要

- 1 . 市立病院の概要…………… 29
- 2 . 海浜病院の概要…………… 29
- 3 . 病院事業の経営の概要…………… 29

監査の結果

第 1 . 病院事業の管理の監査結果のまとめ…………… 31

第 2 . 病院事業の管理の監査結果

- 1 . 予算管理の現状と改善について
 - (1) 部門運営方針の確認と徹底について…………… 31
 - (2) 予算と決算との差額分析について…………… 32
 - (3) 予算策定手順について…………… 33
 - (4) 予算実績管理の方法について…………… 33
- 2 . 原価管理等の現状と改善について
 - (1) 部門別損益計算と原価計算制度の構築について…………… 33
 - (2) 不採算医療の実態の把握について…………… 34
 - (3) コスト削減について…………… 34
 - (4) 退職給与の負担と処理について…………… 35
 - (5) レセプト管理と外部委託について…………… 35
 - (6) 情報システム化について…………… 35
- 3 . 病院事業の管理の専門家の確保について…………… 36

第 3 . 病院の経営分析

- 1 . 市立病院と海浜病院の損益の状況と繰出金依存率…………… 37
- 2 . 市立病院と海浜病院の設備状況…………… 38
- 3 . 医業損益 (他会計負担金調整後) の推移
 - (1) 市立病院の医業損益の推移…………… 39

(2)海浜病院の医業損益の推移	39
(3)100床あたり医業損益の推移と他市比較	40
4．診療収益の増減要因分析	42
(1)市立病院の診療収益の増減要因	43
(2)海浜病院の診療収益の増減要因	45
(3)両病院の診療収益の増減要因	47
5．患者1人1日あたり診療収益の分析	
(1)診療行為別診療単価の分析	48
(2)診療科別診療単価の分析	51
6．医師1人1日あたり取扱い患者数及び診療収益について	52
7．部門別職員数の配置状況	53
8．病床収益率と病床利用率について	
(1)病床収益率について	54
(2)病床利用率について	54
9．分析結果の総括	55

報告書中における合計数値等の表示は、端数処理の関係上で、合計数値等とその内訳の合計が一致しない場合がある。

財産管理の監査結果

財産管理にかかる包括外部監査の結果

Ⅰ. 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項による千葉市との包括外部監査契約に基づく監査

2. 特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度

監査のテーマは、千葉市の財産管理とし、特に土地の管理と土地開発基金の管理とした。監査の対象年度は、平成 10 年度とし、必要に応じて平成 11 年度及び過年度を対象にした。

3. 監査対象機関

財政局財政部、企画調整局、市民局市民部、保健福祉局保健福祉推進部、同保健衛生部、環境局施設部、都市局都市部、同公園緑地部、建設局土木部、同道路部、経済農政局農政部、緑区役所、花見川区役所、下水道局管理部、消防局総務部、教育委員会教育総務部

4. 監査の実施期間

平成 11 年 6 月 25 日から平成 12 年 3 月 29 日まで

Ⅱ. 監査の視点と方法

1. 監査のテーマ選定の背景と理由

地方公共団体は、道路・街路・公園・河川等の都市施設、小学校・中学校等の教育施設、養護老人ホーム・保育所等の社会福祉施設、公民館・集会場等の地域住民の公共公益施設及び公用施設を整備し、地方自治の進展と福祉の向上を図る責務がある。

このために、用地の確保とその活用が課題となる。しかし、用地の取得には、土地の希少性と非代替性という本質的問題とあいまって、移転補償等の様々な制約が発生し、また、バブル期をはさんだ地価の高騰と急落等の中で、事業計画の停滞に伴い長期間の遊休地、未利用地が発生し、今日重要な問題となっている。

千葉市においては、新規公共施設の整備の必要性からの用地取得、都市計画による駅前都市開発や旧市街地の土地区画整理事業の遂行、臨海部の大規模開発埋立事業の結果生じた土地の有効利用などが課題となっており、市の保有する公有財産のうち、平成 10 年度末における土地 12,676,776 m²がどのような状態にあり、またその評価額はどのように算定されているかを監査することは、重要な意味をもつことになる。

それゆえ、財産管理のうち特に土地に関連するテーマを選択した。

2．監査にあたっての着眼点

(1)土地の管理について

公有財産台帳は、適切に作成されているか。

土地の取得及び処分の手続きは適正に行われているか。

所管課の管理状況は良好であるか、また、必要な保全措置は採られているか。

未利用・遊休資産の把握と措置の手続きが適切に行われているか。

事業用地のうち、長期にわたり着工がなされていないものはないか。

不法占拠、境界不明等の土地について必要な手続きが行われているか。

管理所管換の手続き、または行政財産から普通財産への異動の手続きは適切に行われているか。

公有財産の貸付けの要件と手続きは妥当か。また、貸付料は適切に設定されているか。

(2)土地開発基金の管理について

運用手続きは適切に実施されているか。

長期にわたり保有する土地について、処理の方針はあるのか、またその方針は実施されているのか。

3．監査の方法

この監査の実施にあたっては「土地の管理」及び「土地開発基金の管理」が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼をおき、財務事務に係わる監査のほかに、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合ならびに現場視察等必要と認められた監査手続を実施した。

監査対象の概要

1. 千葉市の財産の概要

千葉市の財産は、平成 10 年度決算（平成 11 年 3 月 31 日）における「千葉市財産に関する調書」によると、次のようになっている。

(1) 公有財産

土	地		12,676,776m ²
建	物		2,258,921m ² （延面積）
山	林		8,601m ²
動	産	船舶	1隻（35 総トン）
		浮棧橋	1個
		航空機	2機
物	権	地上権	5,690m ²
		地役権	30m ²
無	体	著作権	11件
	財	商標権	2件
	産		
有	価		3,685百万円
出	証		
資	券		2,692百万円
による	権利		

(2) 物品		7,442点
(3) 債権		10,340百万円
(4) 基金	12 基金	41,033百万円

また、過去 5 年間の公有財産の土地及び建物の推移と市債の推移は次のようになっている。

（表 1）土地、建物、市債残高の推移

区 分	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度
土 地	11,841,137 m ²	11,942,124 m ²	12,045,057 m ²	12,506,658 m ²	12,676,776 m ²
建 物	2,118,805 m ²	2,143,568 m ²	2,192,253 m ²	2,228,533 m ²	2,258,921 m ²
市 債	352,852 百万円	401,198 百万円	443,691 百万円	472,882 百万円	517,940 百万円

（注 1）市債残高は、一般会計と特別会計（公営企業を除く。）の合計額を記載している。

（注 2）記載単位未満を切り捨てている（以下同じ。）。

このように、地方自治法施行規則第 16 条の 2 による決算における「財産に関する調書」では、一部は金額で表示されているものもあるが、むしろ大半が面積や点数等の物量数値で表示されており、また道路・水路等の財産は除外されている。

近年、地方公共団体等において貸借対照表を作る動きが顕著になってきたことからもうかがえるように、従来の単純な物量数値による財産管理から、貨幣価値による財産管理が重視され、それも単に取得価額のみならず土地の価額の変動や、建物等の利用による経済価値の減価を把握し、経済価値による管理が重視されつつある。

たとえば、平成 10 年度の市債残高は、一般会計と特別会計の合計で 5,179 億円であり、この市債により取得された公有財産もある。しかし、千葉市の財産の状態はどのようになっているかを判断するためには、財産の貨幣価値による評価が必要とされ、更に、支出と効果の経済性の測定、資産の有効活用などのためにも貨幣価値による評価が必要とされる。

2. 公有財産の財産価値

千葉市においては、土地・建物の公有財産は面積によって施設別に管理されており、公有財産台帳には原則として取得価額が付されている。

しかし、評定価格等で記載すべき寄付等により取得した土地について評定価格は記載されておらず、また、保有している公有財産は時の経過による財産価値の変動を反映していない。このため、現在の公有財産台帳は必ずしも現在の財産価値を示しているとは言えない。

以上の理由から、平成 11 年 3 月 31 日に公有財産台帳に登録されている千葉市の土地・建物の財産価値を試算した。

その結果は、土地については(表 2)、建物については(表 3)のとおりとなった。

なお、土地の時価評価は、本来個別物件ごとに専門家による詳細な鑑定により算定すべきものであるが、時間的経済的制約があるので(表 2)の(注 1)に記載したとおり簡便な方法により行っている。

今回評価の対象とした土地の公有財産台帳における取得価額は 2,354 億 40 百万円であるが、試算した時価評価額は 1 兆 8,141 億 59 百万円となった。この差額の第一の要因は、寄付等による取得価額の記載のないことによる。

建物については、取得価額を基礎にして減価償却を実施して算定している。

建物の取得価額は、公有財産台帳上の 3,138 億 42 百万円と、債務負担行為により管理しているもの 264 億 31 百万円との合計 3,402 億 74 百万円であり、建物減価償却累計額の 812 億 93 百万円を差し引いた建物帳簿価額は 2,589 億 80 百万円となった。

以上の結果、平成 11 年 3 月 31 日現在の千葉市の公有財産としての土地と建物の試算による財産価値は、土地 1 兆 8,141 億 59 百万円と建物の 2,589 億 80 百万円を合計した金額 2 兆 731 億 39 百万円となった。

このように、経済価値として巨額でかつ貴重な公有財産を、千葉市の財政運用のなかで有効に活用するためには、公有財産の経済的・効率的な管理が重要となる。

(表2) 土地の評価(平成11年3月31日現在)

財産区分	大区分	管理コード	管理状況	施設数	筆数	面積(m ²)	取得価額(百万円)	評価額(百万円)
行政財産		01	行政財産として利用	1,324	6,392	10,962,569	141,022	1,611,621
		02	利用計画の実施時期が確定	70	662	776,670	59,240	55,677
		03	利用計画の実施時期が未確定	20	108	150,599	6,002	28,868
		04	利用計画がなくなった土地	2	7	12,516	0	2,734
	計			1,416	7,169	11,902,356	206,264	1,698,901
普通財産	1. 利用地	10		10	11	17,567	242	4,727
	2. 貸付土地	21	他の地方公共団体等に貸付	209	351	183,744	2,027	32,083
		22	住宅用地として貸付	7	250	60,289	0	9,052
		23	その他に貸付	16	25	46,619	425	13,227
		小計		232	626	290,653	2,453	54,363
	3. 転活する土地	31	利用計画が確定	35	216	71,749	13,707	14,538
		32	利用計画が限定	7	13	1,536	32	210
		33	利用計画が未確定	2	3	12,405	0	2,996
		小計		44	232	85,691	13,739	17,744
	4. 公益用地	42	貸付地	4	8	765	0	146
		43	暫定利用	5	11	7,082	0	1,140
		44	取得後10年未満	5	12	6,567	0	916
		45	取得後10年以上20年未満	26	41	17,628	0	4,104
		49	取得後20年以上	10	16	2,900	0	471
		小計		50	88	34,943	0	6,778
5. 処分する土地	51	特定事業用代替地	57	100	21,178	7,313	4,671	
	52	公共事業用代替地	9	125	30,224	899	5,781	
	53	隣接者処分用地	75	149	27,320	921	2,270	
	59	その他処分地	12	19	9,704	908	1,959	
	小計		153	393	88,428	10,041	14,682	
6. 留保する土地	61	調査・整理を要する土地	28	47	8,572	0	1,292	
	62	造成等を要する土地	2	11	8,601	0	1,048	
	63	形態に障害がある土地	11	15	8,446	0	1,145	
	64	建物・工作物がある土地	4	11	4,803	30	1,078	
	65	行政財産への転用が不可	19	39	4,648	71	803	
	66	取得経緯等に障害ある土地	13	22	8,038	32	927	
	小計		77	145	43,111	133	6,295	
7. その他	71	利用・貸付・処分等の未決定	7	13	4,835	15	1,332	
	72	暫定利用地または貸付地	32	55	43,351	2,548	9,330	
	小計		39	68	48,186	2,564	10,663	
	計			605	1,563	608,582	29,175	115,257
合計				2,021	8,732	12,510,938	235,440	1,814,159

(注1) 評価の算定方法は以下による。

(1) 基本的には、路線価のある区域の土地については、「平成10年度財産評価基準書路線価図」に掲載されている路線価に1.25倍して調整した時価を使用している。

(なお、平成11年7月1日現在の「平成11年地価調査」(都市局都市部宅地課発行)によれば、千葉市全体の地価調査価格は、住宅地で前年比9.3%の下落、商業地で14.9%の下落、全用途で10.5%の下落となっている。)

(2) 施設ごとで1,000m²以上100,000m²未満の広大な土地については、旧東京国税局直評15号通達を参考にし評価額を0.9倍とし、100,000m²以上の広大な土地については、宅地造成を想定し、道路等の共有施設部

分を差し引いて計算する必要があると考えられるため、評価額を 0.7 倍としている。なお、昭和の森については、近隣の土地公示価格等がないため、取得価額によって評価している。

(3) 路線価のない区域の土地(倍率地域)については、近隣の固定資産税評価額を入手することが不可能であったので、以下の条件による。

近隣に路線価がある場所については、近隣の上記路線価を使用している。

近隣に路線価がない場所については、国土庁・地方公共団体が実施している平成 10 年度地価公示・平成 10 年度地価調査の近隣の地価調査金額を使用している。

(注 2) 土地については、千葉市の公有財産と基金、公営企業及び財団法人千葉市都市整備公社にあり、更に、千葉市土地開発公社で先行取得された土地があるが、ここでの財産評価は、公有財産としての土地を対象としている。

(注 3) 道路及び水路等公有財産台帳に記帳されていないものは除外している。また、30 m²未満の道路用地等の残地、歩道橋敷、歩道敷、防火水槽用地、階段、崖地、無道路地、電柱用地、ゴミ置場、最終処分場等については評価の対象としていないので 10 年度末の決算書の面積と差異が生じている。

(表3) 建物の評価(平成11年3月31日現在)

財産区分1	財産区分2	財産区分3	区分	台帳 (百万円)	債務負担 行為 (百万円)	総計 (百万円)
行政財産	公共用財産	その他の施設	取得価額	90,006	249	90,255
			減価償却累計額	19,352	51	19,403
			帳簿価額	70,653	198	70,851
		学校	取得価額	118,035	23,074	141,109
			減価償却累計額	39,581	1,688	41,270
			帳簿価額	78,453	21,385	99,838
		公営住宅	取得価額	27,211	-	27,211
			減価償却累計額	7,879	-	7,879
			帳簿価額	19,332	-	19,332
		公園	取得価額	14,495	60	14,556
			減価償却累計額	3,475	10	3,485
			帳簿価額	11,020	50	11,070
	公共用財産 計:	取得価額		249,748	23,384	273,132
		減価償却累計額		70,289	1,750	72,039
		帳簿価額		179,459	21,633	201,093
	公用財産	その他の行政機関	取得価額	48,684	475	49,160
			減価償却累計額	5,605	38	5,643
			帳簿価額	43,079	437	43,517
本庁舎		取得価額	3,033		3,033	
		減価償却累計額	834		834	
		帳簿価額	2,199		2,199	
公用財産 計:	取得価額		51,718	475	52,194	
	減価償却累計額		6,439	38	6,477	
	帳簿価額		45,278	437	45,716	
行政財産 合計:	取得価額		301,466	23,860	325,326	
	減価償却累計額		76,728	1,788	78,517	
	帳簿価額		224,738	22,071	246,809	
普通財産	住宅	取得価額	12,375	2,571	14,947	
		減価償却累計額	2,620	155	2,776	
		帳簿価額	9,754	2,415	12,170	
普通財産 合計:	取得価額		12,375	2,571	14,947	
	減価償却累計額		2,620	155	2,776	
	帳簿価額		9,754	2,415	12,170	
総合計:	取得価額		313,842	26,431	340,274	
	減価償却累計額		79,349	1,944	81,293	
	帳簿価額		234,492	24,487	258,980	

(注1) 建物の減価償却累計額は、法人税法の耐用年数による定額法によっている。

(注2) 取得価額が記載されていないものについては、保険契約に基づく契約時の契約価額によっている。

(注3) 建物附属設備については、建物に合算されている。

(注4) この表における債務負担行為とは、建物等の建設代金を長期に割賦で支払っているものであり、支払いが完了した時に所有権が千葉市に移転するものである。

・監査の結果

第1.土地の管理について

1.土地の管理の概要と監査結果のまとめ

千葉市は、平成10年度末において、道路等の用地を除き12,676千㎡の土地を有し、この行政財産としての土地及び普通財産としての土地を有効活用していくことが重要である。

(1)公有財産台帳に記載する土地の価格について

公有財産台帳は財産価値よりも、使用目的及び維持管理を主目的として面積を中心に作成されていることにより、寄付により受け入れた場合ならびに埋立等による土地についての金額の記載がない。財産価値としての土地の価額を把握することは必要であり、こうした土地については千葉市公有財産規則第37条に準拠して土地の評定価格を記載されたい。また同第38条による土地の価格変動に伴う台帳価格の改定については、その要綱等の整備を含めて検討されたい。

(2)土地の取得処分について

土地の取得処分は、一件の予定価格8千万円以上かつ1万㎡以上のものについては議会の議決を必要とし、更に、処分については千葉市普通財産処分審査委員会の審査決裁を経て処分手続きを行うこととし、千葉市公有財産規則に基づいて厳格な手続きの下に行われている。

千葉市は、遊休土地の解消を図るために、平成10年度、平成11年度と公募による土地の売払いを行うことにより、財政の健全化に資するとともに市民へ優良宅地の供給を行っている。

平成10年度の取得処分の手続きのうち、監査対象としたものについては、特に指摘すべき事項はなかった。

(3)保有する土地の管理について

公有財産として保有する土地の管理は、行政財産については、行政財産として利用している土地、利用計画の実施時期が確定している土地、利用計画の実施時期が未確定の土地、利用計画がなくなったため用途変更を検討している土地に分類し、普通財産については、利用している土地、貸付けしている土地、転活用する土地、公益用地、処分する土地、留保する土地、その他に分類し、その分類ごとに管理方針を定め、それぞれの所有目的に応じた適正な管理と効率的な活用を図っている。未利用地については暫定利用により有効活用を図る努力を行っている。

更に、未利用公有地の利用方針及び利用計画等については、千葉市未利用地検討委員会で審査を行い、公有財産の適切な管理が図られている。

しかし、以下のものは、その管理の状況について改善または検討すべき事項である。

- ア．保有する土地のなかには、長期間にわたり利用計画の実施時期が未確定な学校用地、保育所用地、稲毛臨海地区診療所用地、長期間暫定利用している土地、隣接者に処分または他に転用すべき土地があり、これらについては、それぞれの用途目的に対する社会情勢の変化、地域の状況の変化を考慮して再度見直し、他への転用または処分を含めて有効利用を検討すべきものである。
- イ．適切な財産管理を図るべき土地として、おおむね一定の管理方針に基づいているが、より効率的に管理するために、その管理区分、用途、所管課についてその改善を図るべきものがある。また、不法占拠等の権利関係について問題のある土地は、相対的に少ない件数ではあるが、継続して対処し早期に解決を図るべきものである。
- ウ．貸付けている土地については、普通財産のうち5千㎡以上のものの貸付契約、貸付料の設定等を検討した結果、財団法人千葉市駐車場公社に対する貸付料の設定手続きに改善すべき事項があったが、この他は特に指摘すべき事項はない。
- エ．都市計画の事業用地は、着工から完成まで長期間を必要とすることになり、経済環境の変化にさらされることとなる。都市計画法の改正をふまえ、地域住民の創意を反映して、事業計画の円滑かつ経済的・効率的推進を図り、公共施設の有効性を視野にいれた事業用地の確保と建物の建設を図るべきものとする。

2. 土地の管理の監査結果

(1) 公有財産台帳に記載する土地の価格について

ア. 土地の取得時の評定価格について

千葉市公有財産規則第 37 条によれば、台帳に記載すべき財産(土地)の価格は以下のよう
に規定されている。

購入に係るもの	購入価格
交換に係るもの	交換当時の評定価格
収用に係るもの	補償金額
その他のもの	類地の時価を考慮して算定した価格
寄付等により受け入れた場合	評定価格
埋立・造成等による土地	類地の時価を考慮して算定した価格、材積に単 価を乗じて算定した金額または評定価格

ところが、公有財産台帳を財産価値よりも、使用目的及び取得後の維持管理を主目的
として面積により管理していることにより、寄付等により受け入れた土地と、埋立・
造成等の事業費で支出された土地については、公有財産台帳上の金額の記載がない。

しかし、土地の財産価値は有償であるか否かによって左右されるものではなく、財産
価値を把握する必要性からこの規定は置かれたものとする。規則に定められた評定価
格をもって公有財産台帳に記載されたい。

イ. 土地の台帳価格の改訂について

千葉市公有財産規則第 38 条によれば、「必要があると認めるときは、台帳に記載され
た公有財産について、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条第 6 号に定める基準
年度において類似の時価を考慮してこれを評価し、その評価により台帳価格を改訂する
ものとする。」とされており、必要と認めるときに公有財産を 3 年ごとの基準年度(固定
資産税の評価基準年度)において、台帳価格を改訂することとしている。

しかしながら、現在は、財産の売払い、譲与、交換等必要があると認める時を除き、
公有財産台帳価格の改訂は行われていない。

千葉市の財産の状態がどのようになっているか、支出と効果の経済性の測定、資産の
有効活用などのためにも土地等の財産価値を把握しておく必要がある。よって、財産評
価を定期的実施するために、土地の評価替に関して、「必要な場合」についての要綱等
の整備も含めて検討されたい。

(2) 有効利用を図るべき土地について

ア. 利用計画の実施時期が未確定の土地

(ア) 学校用地

千葉市の小学校・中学校の生徒数は、核家族化と少子化のなかで著しく減少してい
る地区がある。このような背景のなかで、次の 2 件の学校用地は長期間更地になっ
ており利用計画の実施時期が未確定のものである。

教育委員会では、周辺地域の開発とその居住状況による生徒数の推移や、今後の学

級編成基準の見直しの動向等もふまえ、学校設置の必要性を検討している。しかし、過去において、磯辺小学校予定地と高浜第2中学校予定地の2件の用途を変更している例もあるので、当該用地については、更に調査し、見直しを図るよう検討されたい。

(仮称)御成台小学校予定地(所在地;若葉区御成台2丁目)

- ・平成3年5月(約8年経過)に16,500㎡を開発事業者から寄付により取得した。
- ・なお、平成10年度末の時価評価額は883,593千円である。
- ・平成17年の生徒数の予測(表1-1参照)においても、周辺の3つの小学校で30教室分の増加に対応可能である。
- ・現在は、この小学校の新設は困難であると考えられる。

(表1-1) 周辺3小学校合計の生徒数の今後の推計

年度(平成)	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
生徒数(人)	888	879	919	941	967	930	948
学級数(個)	31	28	29	29	29	29	30
保有教室数(個)	60	60	60	60	60	60	60

(所管課作成資料による)

(仮称)蘇我第2中学校予定地(所在地;中央区花輪町)

- ・昭和50年1月(24年経過)に23,499㎡を452,655千円で取得した。
- ・なお、平成10年度末の時価評価額は2,643,639千円である。
- ・現在の義務教育諸学校施設費国庫負担法によれば、31クラスを超えると過大規模とされ、その場合には、学校新設のための補助金が拠出される。
- ・既設の蘇我中学校は、現在22クラスであるが、今後の推移予測では、平成11年から17年まで128人増加する(表1-2参照)が新設の水準の目途となる31クラスまでにはならないとみられる。
- ・現在は、この中学校の新設時期は未確定で運動場として暫定利用されている。

(表1-2) 蘇我中学校の生徒数の今後の推計

年度(平成)	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
生徒数(人)	759	760	802	791	803	801	887
学級数(個)	22	21	21	21	21	21	24
保有教室数(個)	28	28	28	28	28	28	28

(所管課作成資料による)

(1) 保育所用地

千葉市の保育所のうち、下記3件の保育所建設用地は、取得より20年近く経過しても更地となっている。

これらの用地については、長期にわたり放置されることなく、近隣の保育所(園)

の定員と利用状況を確認、今後の同地区での建設見込の可否を検討し、他への転用または処分も含め有効利用を検討されたい。

千種保育所予定地（所在地；花見川区千種町）

- ・昭和 55 年 3 月（19 年経過）に 1,800 m²を 84,600 千円で取得した。
- ・なお、平成 10 年度末の時価評価額は 232,877 千円である。
- ・現在、高齢者スポーツ広場等として使用されている。

貝塚保育所予定地（所在地；若葉区高品町）

- ・昭和 55 年 3 月（19 年経過）に 2,627 m²を 161,827 千円で取得した。
- ・なお、平成 10 年度末の時価評価額は 443,318 千円である。
- ・現在、高齢者スポーツ広場等として使用されている。

高浜第 2 保育所予定地（所在地；美浜区高浜 5 丁目）

- ・昭和 53 年 7 月（約 21 年経過）に 2,701 m²を寄付により取得した。
- ・なお、平成 10 年度末の時価評価額は 630,617 千円である。
- ・現在、地元団体のテニスコートとして使用されている。

(ウ) 稲毛臨海地区診療所用地

昭和 48 年前後に、千葉市医師会・歯科医師会・薬剤師会と千葉市保健衛生部との協議により、千葉市医療計画のなかで一次医療施設として確保した診療所開設用地であるが、14 ヶ所 5,660 m²が、当該用途に未だ供されていない。

なお、平成 10 年度末の時価評価額は 1,400,601 千円である。

長期間にわたり放置せず、千葉市全体の医療計画の中で再検討するとともに、周辺の医療環境の変化等を考慮し、他への転用または処分も含め有効利用を検討されたい。

イ．長期間暫定利用している土地

次の 6 件は比較的に広大な土地であり、現在、駐車場または運動広場等として暫定利用されているが、取得から長期間経過しているものである。

暫定利用が長期化することなく、社会情勢の変化、地域の状況の変化をみながら、将来に利用計画の見込みのあるものについては事業計画を遂行し、将来に利用計画の見込みのないものについては財政状況等を考慮し、他への転用または処分も含め有効利用を検討されたい。

幸町公共公益施設用地（所在地；美浜区幸町 1 丁目）

- ・昭和 53 年 3 月（21 年経過）に取得した 17,293 m²のうちヘルスポート千葉（保健所等）用地として確定した残りの 8,267 m²であり、取得価額は、325,132 千円である。
- ・なお、平成 10 年度末の時価評価額は 1,906,576 千円である。
- ・現在、運動広場として暫定利用されており、今年度、社会体育課へ所管換している。

中央港公共公益施設用地（所在地；美浜区中央港 1 丁目）

- ・昭和 57 年 7 月（約 17 年経過）に、衛生研究所等の用地として 8,987 m²を 1,078,440 千円で取得した。
- ・なお、平成 10 年度末の時価評価額は 4,044,280 千円である。
- ・現在、交通安全課を窓口として財団法人千葉市駐車場公社により駐車場として暫定

利用している。

幕張コミュニティ施設用地（所在地；花見川区幕張町5丁目）

- ・昭和53年3月（21年経過）に、大型地区市民センター及び児童公園の用地として7,936㎡を454,444千円で取得したが、その後、花見川区役所が別の場所に建設されたこと等により計画を変更した。
- ・なお、平成10年度末の時価評価額は1,733,162千円である。
- ・現在、運動広場（6,903㎡）と駐車場（1,033㎡）として暫定利用されている。

真砂5丁目公共公益施設用地（所在地；美浜区真砂5丁目）

- ・昭和61年3月（13年経過）に、美浜区区民ホール建設用地として5,393㎡を1,246,388千円で取得したものである。
- ・なお、平成10年度末の時価評価額は1,418,400千円である。
- ・現在、美浜区役所の市民臨時駐車場として美浜区総務課で管理している。

花見川区公共公益施設用地（所在地；花見川区瑞穂1丁目）

- ・平成3年3月（8年経過）に交換により取得した15,902㎡のうち8,081㎡である。
- ・なお、平成10年度末の時価評価額は1,545,500千円である。
- ・現在、花見川区役所の市民臨時駐車場とバスの折返し場所として暫定利用している。

椎名小学校跡地（所在地；緑区富岡町）

- ・昭和45年（29年経過）に、地域住民の公共施設建設の要望により1,127㎡を分筆したものである。
- ・なお、平成10年度末の時価評価額は45,641千円である。
- ・現在、用途計画の確定まで地元で暫定利用している。

ウ．隣接者等に処分または他に転用すべき土地

(ア)事業残地

事業残地は、道路新設や河川改修等の事業により生じた狭小・不整形な土地であり、このような土地は単独利用が困難なため、隣接者に売却処分することが最良の方策となる。隣接者処分については、隣接者からの譲渡申請書に基づき、随意契約による処分が可能であり、狭小な土地の処分価格は地価公示価格、路線価及び固定資産税評価価格等を総合的に勘案して算定するという取扱いにより、処分の促進を図っている。

また、財政部管財課より、毎年度、所管課に公有財産の有効利用を図るよう通知し、主要なものについては管財課で把握しているが、隣接者処分については事業所管課の対応に任せられている。しかし、残地処分は進展していない。

なお、狭小な事業残地は、（表1-4）のようになっている。

事業残地については、全庁的かつ継続的に隣接者と交渉する手続きや例外的処分手続き等の隣接者処分推進の諸方策、または緑地帯（ポケットパーク）のような有効利用の諸方策を研究し、長期間にわたり放置せず処分または有効な利用を検討されたい。

(表 1 - 4) 100 m²以下の事業残地の所管部別総計

所管部	筆数	面積 (m ²)
道 路 部	64	2,015
建 設 部	15	618
都 市 部	10	395
環 境 管 理 部	2	98
財 政 部	2	101
土 木 部	1	15
合 計	94	3,245

(1)千葉県への処分等を検討すべき土地

大巖寺町 40 号線廃道敷(所在地;中央区花輪町)は、昭和 58 年 5 月(約 16 年経過)に 379 m²を国より譲与されたものであるが、千葉県が生涯大学校用地として使用中であり、市の道路として供用されている県有地と交換する協議を取得時に行ったが、面積が異なるので不調となり、現在、千葉県と財産整理について協議中である。

千葉県の用地として使用されてきたにもかかわらず、未だ使用承認の手続きをとられていないので早期に手続きをとり、千葉県への処分等を検討されたい。

(ウ)長期残留代替地

農政センター代替地(所在地;若葉区古泉町)は昭和 50 年 3 月(24 年経過)に買収予定地の代替地として 1,988 m²を 15,035 千円で取得したものであるが、長期間代替地のまま経過しており、現況は山林である。

また、同地区には土地開発基金により昭和 49 年 7 月(約 25 年経過)に 10,000 千円で取得した 1,575 m²の代替地もある。

長期に放置せず、他への転用または処分も含め有効利用を検討されたい。

(3)適切な財産管理を図るべき土地について

ア. 公有財産台帳の区分を変更すべき土地

公有財産台帳には、所管課、用途、所在地等により施設別に管理されているが、管理が適切でないものとして以下のものがある。

(ア)用途変更すべき土地

次の 2 件は、下記の施設名称で管理されているが、現在、子どもルームが建っており、その用途目的の区分が不適切なものである。

少年館予定地(所在地;美浜区高浜 4 丁目) 900 m²

青少年補導センター分室予定地(所在地;美浜区真砂 5 丁目) 899 m²

これらについて、当初の計画変更の手続き等がなく、現状の子どもルームと異なる施設名称により公有財産台帳で管理されていることは妥当ではないので改善されたい。

(イ)所管課を適切にすべき土地

ア)公民館用地等

次の 2 件は現在区政課の所管となっているが、道路、進入路または公民館として利用されているものであり、所管変更手続きの検討をする必要があるものである。

元幕張地区市民センター進入拡幅用地（所在地；花見川区幕張町4丁目）

- ・昭和52年12月から53年12月にかけて63㎡を5,973千円で取得した。
- ・公民館への進入拡幅用地うち一部が買収できていないので道路として認定されないため、所管課を変更できない状態となっている。

元幕張地区市民センター予定地（所在地；花見川区幕張町4丁目）

- ・昭和49年3月に1,240㎡を104,704千円で取得したものである。
- ・平成3年に計画を見直し公民館用地としたが、上記買収問題が解決しないので所管課を変更できない。

隣地者所有の土地を買収した後に、道路は路政課に、公民館用地は教育委員会に移管することになっているが、現状は公民館用地として使用されているものであり、より効率的に管理するために、教育委員会へ移管して一体管理し、買収問題は別途解決を図るべきものとする。

よって、所管の変更を検討されたい。

1) 歩道橋用地等

10件の歩道橋の設置用地800㎡と1件の歩道用地69㎡を交通安全課が所管しているが、歩道橋は本来道路附帯設備であり、その用地も、他の歩道橋用地と同じく道路用資産とすべきものである。

道路として一体管理することがより効率的であると考えるので、所管換と道路資産への変更について検討されたい。

2) 公衆道路

宮野木町埋立地（所在地；稲毛区宮野木町面積；1,239㎡）は、登記簿上も公衆道路とされ、現在、通行道路として利用されているが、通り抜けできない、市道・県道・国道と結ばれていないことにより、道路の認定要件を満たさないため路政課に所管換できない。

このように、道路認定要綱に合致しないが道路として使用されているものがある。道路の認定要件に係わらず、住民が明らかに道路として利用しているものについては、道路として管理をすべきものとする。

よって、道路の認定と道路の管理は別のものとして、本来の道路維持管理の所管課への変更を検討されたい。

イ．権利関係等に問題がある土地

千葉市が保有する土地のうち、件数は少ないが、特に問題のある土地は「留保する土地」として分類し、更に、不法占拠、不法投棄、所在不明、境界不明、その他に細分して管理している。

これらのうち検討すべき土地は次のとおりである。内容に応じた適切な手続きにより、早期に良好な財産状況の確保を図られたい。

(ア) 不法占拠地

稲毛区稲丘町（164㎡）など、4件628㎡がある。

これらについては、当該関連当事者と交渉しているが、住民の居住の権利をも勘案

して、関連部局と協議し、訴訟手続きも含め適切な処理を行い、不法占拠状況の早期解消を図りたい。

(イ)所在不明の土地

緑区土気町(244㎡)など、4件391㎡がある。

その内容は、登記簿謄本にはあるが、公図上確認できず、現地の所在を特定できないことによるもの、道路脇の土地で、道路用地内なのか民有地内なのかの現地を特定できないことによるものである。

これらについては、登記官等と協議のうえ登記抹消手続きをとる、または調査のうえ境界確定するなどの措置を図りたい。

(ウ)境界不明の土地

緑区越智町(375㎡)など、6件2,152㎡がある。

これらについては、隣地者と協議・立会等の協力を仰ぎ境界確定に努めるとともに、法的な措置により権利関係の明確化を図りたい。

(4)貸付けている土地について

ア．駐車場の貸付料の決定を適切にすべきもの

千葉市は、空地を駐車場として46,093㎡を賃貸借契約により、交通安全課を通じて財団法人千葉市駐車場公社に貸付けている。

平成10年度までは、財団法人千葉市駐車場公社に対する貸付料について年度当初に土地賃貸借契約を締結し、年度末に事業収支の状況により規定料率の範囲内で調整している。

平成10年度の当初土地賃貸借契約額は、100,374千円であったが、10年度末調整後の変更額は、131,334千円となった。これは、平成10年度末同公社において30,959千円の利益が生じたことにより、貸付料の増額変更を行ったことによる。

しかし、財団法人は、本来利益配当を行えないにもかかわらず、期末に明確になった剰余金をもとに、当初決定した貸付料に上乗せるべく増額変更することは、あたかも利益配当を行ったような結果となっている。

駐車場の貸付にあたっては、財団法人千葉市駐車場公社の年度の利益計画、経営効率等を考慮した上で貸付料を年度当初に設定し、年度末に調整することのないようにされたい。

(5)都市計画事業用地について

既成市街地においては、その防災対策と道路・公園等の公共施設のニーズは高く、千葉市では、平成10年度において9件の市街地再開発事業と8件の土地区画整理事業を推進しており、これらは、一般会計及び特別会計により区分整理されている。

主な都市計画事業の概要は、次のようになっている。

ア．千葉駅西口地区第二種市街地再開発事業

千葉駅周辺の開発整備は、東口周辺の進展に比較して西口周辺は遅れており、(市道)千葉港黒砂台線の建設と連動して千葉市が施行し、買収方式により公共施設整備と建物施設建設を進めていくことを目的としている。

当事業は、昭和54年度に計画を開始し、平成2年6月に事業計画を決定した。事業終了予定は平成15年3月であり、事業区域は約1.9ha、総事業費は約954億円である。

現状(平成11年9月)では、買収予定面積の85%を買収済みであり、当年度に一部着工したが、一部建物・用地の買収が停滞している。

したがって、平成14年度終了予定ではあるが、未買収用地の関係で目途がたちにくくなっている。

事業用地の取得(平成10年度末)の内容は次のようになっている。

(ア)事業用地

取得主体	面積	取得価額
千葉市	7,118 m ²	27,856,381 千円
土地開発公社	1,163 m ²	6,017,275 千円
土地開発基金	628 m ²	3,533,167 千円
合計	8,910 m ²	37,406,824 千円

他に、新千葉公園跡地 945 m²を移動のため公園管理課から所管換を行っている。

(イ)周辺に用意している代替地

取得主体	面積	取得価額
千葉市	3,763 m ²	6,025,785 千円
土地開発基金	838 m ²	1,785,966 千円
合計	4,601 m ²	7,811,751 千円

イ．幕張駅南口地区市街地再開発事業

幕張駅南口は、駅前広場、道路等の公共施設が未整備であり、老朽化した木造住宅が密集し、住環境のみならず防災上の課題のある地域である。当事業は、幕張駅南口を海岸部に広がる幕張新都心の玄関口の一つとして整備することを目的としている。

昭和54年に整備基本計画を策定し、経済環境の変化に伴い平成6年に計画の見直しを行った。現在、早期の事業化を目指している。

また、事業区域は約5.3haであり、総事業費は約500億円である。

事業用地の取得(平成10年度末)の内容は次のようになっている。

(ア)事業用地

取得主体	面積	取得価額
千葉市	405 m ²	308,000 千円
土地開発公社	2,682 m ²	1,831,707 千円
合計	3,088 m ²	2,139,708 千円

(イ)周辺に用意している代替地

取得主体	面積	取得価額
土地開発基金	274 m ²	223,286 千円

ウ．検見川・稲毛地区土地区画整理事業

当地区は、検見川無線送信所移転により無秩序な宅地化が進んでいるため、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的としている。

昭和 59 年 10 月に都市計画決定し、昭和 61 年 1 月に事業計画を決定した。事業施行期間は昭和 61 年 1 月から平成 17 年 3 月までである。

また、事業区域は約 68ha であり、総事業費は約 175 億円である。

現状の進捗状況は、事業費ベースで 30% である。

千葉市の取得用地（平成 10 年度末）は、42,282 m²、6,219,405 千円である。

なお、これは事業費には含まれない。

エ．東幕張土地区画整理事業

幕張駅山側周辺では、ベッドタウンとしての発展に伴い密集市街地としての無秩序な開発が進み、道路・公園等の都市施設の整備が遅れ、防災上もその整備が急がれている。このため、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的としている。

昭和 36 年 11 月に都市計画決定し、平成 8 年 10 月に事業計画を決定した。事業施行期間は平成 8 年 10 月から平成 23 年 3 月までである。

また、事業区域は約 26.1ha であり、総事業費は約 301 億円である。

現状では、仮換地指定に向けて換地設計の段階であり、民有地の土地取得は完了している。

事業用地の取得（平成 10 年度末）の内容は次のようになっている。

取得主体	面積	取得価額
千葉市	25,032 m ²	6,712,062 千円
土地開発公社	9,808 m ²	2,739,131 千円
合計	34,840 m ²	9,451,193 千円

オ．寒川第一土地区画整理事業

当地区は、道路・公園等の整備が遅れ、小規模住宅が密集している地区であるため、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的としている。

昭和 63 年 10 月に都市計画決定し、平成元年 11 月に事業計画を決定した。事業施行期間は、平成元年 11 月から平成 17 年 3 月までである。

また、事業区域は約 17.7ha であり、総事業費は約 134 億円である。

現状の進捗状況は、事業費ベースで 31% である。

事業用地の取得（平成 10 年度末）の内容は次のようになっている。

なお、これは、事業費には含まれていない。

取得主体	面積	取得価額
千 葉 市	3,722 m ²	867,455 千円
土 地 開 発 公 社	3,907 m ²	1,027,003 千円
合 計	7,629 m ²	1,894,458 千円

（ 意 見 ）

従来、都市計画は、国民の財産権の制限を伴うものであるゆえに都市計画法に基づいて行われてきた。

しかし、平成 10 年 1 月に都市計画中央審議会より「今後の都市政策はいかにあるべきか：都市計画における役割分担の考え方について」が答申され、平成 10 年 11 月に都市計画法の改正がなされた。更に、平成 12 年 4 月施行の地方分権推進一括法により、都市計画制度の見直しが図られた。

これにより、国の機関委任事務から、地方公共団体の自治事務への変更、国の認可承認から同意付協議への変更、市町村都市計画審議会の法制化等の措置が行われ、地域住民の創意を反映した都市計画の実現が可能な方向へ進展した。

千葉市においても、工事を伴う建設省所管の国庫補助事業を対象として建設省の「公共事業再評価システム」に基づき平成 10 年度・11 年度に再評価を行い、「千葉市公共事業再評価監視委員会」の審議を行った。

都市再開発や土地区画整理事業は、その調査開始から完了まで長期間を要するので、当該地区住民の生活に大きな影響を与え、経済環境の変転（特に土地価格の下落、オフィスビルの需要の減少等）に影響を受けることになる。また、千葉市は収用の手続きをとれないこと（なお、区画整理事業は収用法の適用外）等により事業の停滞または延伸をきたし、その結果、長期に涉り事業用地の確保と代替地の保有が必要となるので、財政的負担が大きくなっている。

上記 5 件の事業だけでも、いずれも計画からかなり長い期間を経過しており、用地の確保のために 651 億円の資金が投入されている。また、今後も長期に涉ってかなりの資金が必要となると思われる。

したがって、「時のアセスメント」の理念を取り入れ、当初計画にこだわることなく、開発方針の趣旨を踏まえて時代の変化に対応し、必要な場合には計画の見直しを行い、事業の経済的、効率的推進を図り、公共施設の有効性を視野においた用地確保ならびに建物の建設をすべきものとする。

第2．土地開発基金の管理について

1．土地開発基金の概要と監査結果のまとめ

(1)概要

平成10年度末の土地開発基金は、176億42百万円であり、内訳は(表2-1)のようになっている。

土地開発基金の設置目的は、「公用若しくは公共の用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること」(千葉県土地開発基金条例第1条)にある。

基金は地方自治法第241条第1項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」と定められており、その性格は目的基金(注1)と運用基金(注2)とに分けられる。千葉県土地開発基金(以下、基金という。)は運用基金である。

(注1)目的基金とは、特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てるための基金であり、特定財源を確保するために設けられる財産である。処分はその特定の目的に制限されるが、当該目的を達成することが不必要となったときには、当該目的のためでなくても処分することができる。

(注2)運用基金とは、一定金額の資金を運用または活用することにより特定の事業を運営するため設けられる基金である。設置の目的に配慮すべきではあるが処分は制限されていない。

(表2-1)土地開発基金平成10年度末内訳

項目	内 容	金 額 (百万円)	構成比 (%)
現 金	普通預金、運用資金	6,710	38.0
土 地	所管課での買戻しを前提に、基金で取得した土地	9,136	51.8
債 権	千葉県土地開発公社に対する貸付金、及び運用収入の未収金	1,796	10.2
合 計		17,642	100.0

(「千葉県一般会計特別会計歳入歳出決算書」による)

(2)監査結果のまとめ

ア．基金にある土地の保有期間が5年超のものが69.4%、63億42百万円あり、そのうち現状の内容を分類すると 事業が終了しているが現在活用されていないもの10百万円、事業が終了し当初の事業目的に使用されているもの4億15百万円、 当初の事業目的外の転活用により現在暫定利用中のもの17億52百万円、 事業展開中で現状未利用のもの41億64百万円がある。これらの内容の 、 及び はもとより についても長期

に滞留することなく、各事業課への買戻し等を検討されたい。なお、基金で所有する土地には、すでに当初の事業目的に使用されている土地が 16 億 31 百万円(の取得後 5 年超の土地 4 億 15 百万円を含む。) がある。これらについては行政財産として管理されるべきものであり、早急に所管事業課での買戻しを検討されたい。

イ．千葉市土地開発公社に対する貸付金 17 億 61 百万円の返済予定期日の定めがないので定められたい。

ウ．基金の残高について、「千葉市土地開発基金条例」では取崩しの規定がないので、当初設定の 2 億 5 千万円から平成 10 年度末の 176 億 42 百万円まで増加の一途となっている。基金の設置目的に適合した適切な金額規模と運用について検討されたい。

2. 土地開発基金の監査結果

(1) 土地開発基金の土地の保有期間について

基金の土地は、年度途中で緊急に取得する必要が生じた土地を、所管事業課からの依頼により買収したものである。基金で取得した土地は、依頼した事業課が事業計画に基づき予算要求を行うことにより順次一般会計で予算化し、1~2年で買い戻され、基金には現金が残るとというのが本来の流れである。

しかし、現在、買収を依頼した所管事業課が基金から土地の買戻しを行うまでの期間について明文化された手続規定がなく、長期保有となっている土地がある。

自治省が先行取得用地などについて5年以内の買戻しを指導していることを参考にすれば、基金においても、遅くとも購入から5年以内には買戻しが遂行されるべきである。

したがって、取得後5年を超過している物件については、通常基金で保有されると考えられる期間を超えて長期間に渉り基金で保有している土地であると考えられる。

平成10年度末において基金の土地の69.4%の63億43百万円が取得後5年（平成5年度以前取得）を超えて基金の中で保有されている。

(表2-2) 土地開発基金の土地の取得年度別分類

取得年度	取得年月日	取得価額 (百万円)	構成比 (%)
昭和63年度以前	平成元年3月31日以前	578	6.3
平成元~5年度	平成元年4月1日 ~平成6年3月31日	5,764	63.1
平成6~8年度	平成6年4月1日 ~平成9年3月31日	1,102	12.1
平成9~10年度	平成9年4月1日以降	1,690	18.5
合計		9,136	100.0

一般的に、基金には計上金額に等しい貨幣価値があるべきものである。

基金において土地を長期間保有するということは、土地価格が下落傾向にあるとき、その価値が下落するリスクが生じる。

基金において、土地が長期に滞留することのないように、土地取得と事業課の買戻しの手続規定について検討されたい。

(2)土地開発基金の土地の現状について

基金で保有している土地を現在の状況別に分類すると下記ようになる。

(表 2 - 3) 土地の現状別分類

分類	現 状 内 容	取得価額 (百万円)	うち 5 年超 (百万円)
ア	事業が終了しているが現在活用されていないもの	10	10
イ	事業が終了しており当初の事業目的に使用されているもの	1,631	415
ウ	当初の事業目的外ではあるが、転活用により現在暫定利用中のもの	1,788	1,752
エ	現在展開中の事業にかかるもので、現状も未利用であるもの	5,705	4,164
合計		9,136	6,343

ア.「事業が終了しているが現在活用されていないもの」について

昭和 49 年 7 月取得の農政センター代替地 1 件であるが、長期間所有し、使途が見出せないものについては、保有することにより不要な維持管理費用が発生し、土地価格が下落するリスクもある。所管換と売却等を含めた有効活用を検討されたい。

イ.「事業が終了し当初の事業目的に使用されているもの」について

すでに実質的には行政財産として運用されているものであり、基金として処理されていることは妥当ではない。早急に所管事業課で買戻しを検討されたい。

なお、当初の事業目的として使用されているもの 16 億 31 百万円のうち、5 年を超える土地の年度別内訳は、(表 2 - 4)のとおりである。

(表 2 - 4) 分類イで取得後 5 年を超える土地の内訳

取得年度	事業内容	所在	取得価額 (百万円)
昭和 60 年度	誉田駅前広場	誉田町	203
平成 2 年度	大宮養護学校進入路	大宮町	18
平成 3 年度	公共下水道(鷹の台)事業	横戸町	92
平成 4 年度	市道穴川 1 号線	穴川	40
"	市道長沼町 14 号線改良事業	長沼町	61
合計			415

ウ.「当初の事業目的外の転活用により現在暫定利用中のもの」について

現在事業計画は存続しているが、当初の事業目的外で土地を暫定利用中の主なものは以下のとおりである。

(表2-5) 分類ウで取得後5年を超える土地の内訳

取得年度	利用状況	取得価額 (百万円)
昭和60年度	寒川第二小学校用地として取得 現在は社会体育のグラウンド等として利用中	97
平成2年度	千葉駅西口地区再開発用地(代替地)として取得 現在は駐車場として利用中	1,654
合計		1,752

未利用地を暫定的に活用すること自体は、未利用のまま放置されるよりは望ましいことと考える。しかし、土地の使用が恒久的・暫定的であるを問わず、基金に長期間土地を滞留させることは適切ではないので、買収を依頼した所管事業課でまず買戻しを実施し、しかる後その取扱いについて検討されたい。

エ.「事業展開中で現状未利用のもの」について

現在事業化に向けて展開中であり、現状は、供用も転用もされていない土地が57億5百万円ある。

これらは、事業課からの買戻し待機中の土地であるが、取得から5年を超えて保有している土地41億64百万円がある。

事業の終了と基金からの買戻しについて本来的に関連はないので、まず長期滞留については依頼した事業課において買戻し手続きを検討されたい。

(表2-6) 分類エで取得後5年を超える土地の内訳

取得年度	事業内容	取得価額 (百万円)
昭和59年度	畑町96号線	87
60年度	花輪公民館用地	49
"	今井38号・南町18号線	128
平成元年度	幕張町215号線代替地	209
2年度	千葉駅西口地区再開発	1,025
3年度	"	835
4年度	"	1,088
5年度	"	714
"	新田町村田町線	23
合計		4,164

(3) 債権について

債権の内訳は次のようになっている。

(表2-7) 債権内訳

土地開発公社に対する貸付金(平成6年度)	1,551 百万円
" (平成7年度)	210
運用収入の未収金	34
合計	1,796 百万円

基金では、千葉市土地開発公社（以下、公社という。）に対して、土地の先行取得のための資金 17 億 61 百万円を、「千葉市土地開発基金条例」「千葉市土地開発基金貸付運用要綱」に基づき、現在無利息で貸付を行っている。

これは、公社が、平成 5 年 3 月に一般の金融機関からの借入金により土地を先行取得したが、この借入金を基金が肩代わりしたものであり、金利の軽減化に役立っている。

しかし、平成 6 年度・平成 7 年度貸付金とも、公社から提出された貸付金借入申込書には、貸付金返済予定年度の記載がなされていない。

返済条件を定めない貸付契約は妥当ではないので、返済条件を定められたい。

(4) 土地開発基金の資金運用について

土地開発基金の現金の運用は財政部財政課によって、千葉市土地開発基金条例及び年度ごとの資金運用方針にもとづき実行されている。

運用面においては、元本が確実でありリスクのない金融商品によって 1 ヶ月単位で運用されている。

今後においても、余裕資金の期間を見定め、より有利な利回りで、かつリスクの少ない金融商品による運用を検討されたい。

(5) 土地開発基金の残高について

基金は、昭和 45 年に 2 億 5 千万円が拠出されて以来、毎年積立金が増額され、設置後約 28 年の間に総額は 70 倍以上に増加し、平成 10 年度末までにおいて以下の状況となっている。

(表 2 - 8) 平成元年度末からの基金内訳の推移(単位：百万円)

項目	元年末	2 年末	3 年末	4 年末	5 年末
現金	5,844	998	3,851	5,630	6,679
土地	3,558	5,273	6,149	7,296	7,557
債権	2,737	6,952	4,081	2,519	2,574
合計	12,140	13,224	14,082	15,446	16,811

項目	6 年末	7 年末	8 年末	9 年末	10 年末
現金	7,052	6,437	7,580	7,633	6,710
土地	8,206	8,460	7,902	8,137	9,136
債権	1,752	2,346	2,049	1,838	1,796
合計	17,012	17,244	17,532	17,608	17,642

(「千葉市一般会計特別会計歳入歳出決算書」による)

(表2-9) 設置から平成10年度末までの増加の内訳

(単位:百万円)

項目	内容	金額
寄付金	宅地開発指導要綱等による現金での受入	5,013
預金利息	現金の運用による収入	4,127
運用収入	基金所有地の処分益、貸付料など	635
土地売払収入	宅地開発指導要綱等に基づき寄付された土地等の処分益	7,615
合計		17,392

現在、「千葉市土地開発基金条例」では基金の取崩しの規定がないことにより基金は増加し続けることになる。しかし、基金の性格は運用基金であり、本来的に処分不可というものではない。

土地先行取得の必要性を見極め、土地開発基金の適切な金額規模について検討されたい。

病院事業の管理の監査結果

病院事業の管理にかかる包括外部監査の結果

・監査の概要

1．監査の種類

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項による千葉市との包括外部監査契約に基づく監査

2．特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度

病院事業のうち市立病院、海浜病院の経営にかかる事業の管理とし、監査対象年度は平成 10 年度とし、必要に応じて平成 11 年度を対象とした。

ただし、財務数値については平成 7 年度、平成 8 年度及び平成 9 年度も使用した。

3．監査対象機関

保健福祉局保健衛生部、市立病院、海浜病院

4．監査の実施期間

平成 11 年 8 月 25 日から平成 12 年 3 月 29 日まで

・監査の視点と方法

1．監査のテーマ選定の背景と理由

千葉市の 2 つの市立病院は、地域中核病院として、住民のための一般医療はもとより、民間病院では行われにくい特殊医療（救急医療、高度医療、精神医療等）を担っている。自治体病院は、地域住民の医療確保のために不採算医療も実施していかなければならない。したがって自治体病院の収支均衡はかなり難しい。

千葉市は、平成 10 年度で病院事業費の約 26 億円を一般会計で負担している。また現在、市立病院の新築移転計画を実施中であり、多額の設備投資が予定されている。

病院は、人命に直接かわる仕事を行う場であり、最も公益性の高い事業である。自治体病院でも、民間病院でも、この本質は変わらない。しかし、公益性の高い事業といえども、事業を継続させるためには収支を均衡させる努力が必要である。

そこで、病院事業損益の実態を調査し、病院事業の管理運営事務を監査する必要性を認めた。

2 . 監査にあたっての着眼点

(1) 予算管理の現状

病院経営は予算管理により効率的かつ計画的に執行されているか。

職務権限及び責任体制は明確になっているか。

(2) 原価管理の現状

病院の原価計算は適切に行われているか。

経営合理化の努力がなされているか。また、その手段、方法は適切で、効果は上がっているか。

(3) 病院の経営分析

経営成績はどうか。どのような趨勢にあるか。

同様な環境にあると思われる他の政令指定都市と比較して経営状況、経営の効率性はどうか。

3 . 監査の方法

この監査の実施にあたっては「病院事業の管理」が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼をおき、財務事務に係わる監査のほかに、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、両市立病院について各診療科、看護部門、事務局等の責任者のヒヤリングならびに現地調査等必要と認めた監査手続を実施した。

・監査対象の概要

1．市立病院の概要（平成 11 年 3 月 31 日現在）

(1) 病床数

一般病床	210 床
精神病床	40 床
伝染病床	40 床
合計	<u>290 床</u>

(2) 診療科目

内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科、精神科、神経科、麻酔科

(3) 病院の沿革

- 昭和 13 年 11 月 伝染病患者収容の目的で隔離病舎を設置（28 床）
- 同 14 年 8 月 市立葛城病院設置
- 同 43 年 4 月 千葉市立葛城病院を千葉市立病院に名称変更
- 同 47 年 5 月 新館完成
- 同 55 年 3 月 救急病院告示

2．海浜病院の概要（平成 11 年 3 月 31 日現在）

(1) 病床数

一般病床	301 床
------	-------

(2) 診療科目

内科、外科、整形外科、心臓血管外科、小児科（新生児科含む。）、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、麻酔科

(3) 病院の沿革

- 昭和 49 年 3 月 「千葉市新 5 か年計画」が策定され、海浜ニュータウン検見川地区に総合医療センターの建設が計画される
- 同 59 年 10 月 海浜病院開院（診療科目 7 科、一般病床 185 床）
- 同 60 年 4 月 「夜間救急初期診療部」開設
- 同 63 年 4 月 救急病院告示
- 平成 7 年 8 月 MRI 棟の増築完成

3．病院事業の経営の概要

千葉市は、病院事業については地方公営企業会計として、毎年、千葉市病院事業会計決算書として決算書類（決算報告書・損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表）及び附属書類（事業報告書・収益費用明細書・固定資産明細書・企業債明細書）を作成している。

この決算書における病院医業損益の推移は（表 1）のようになっている。平成 10 年度の医

業収益から医業費用を差引いた医業損益は、2,081百万円の損失となっている。

(表1) 医業損益の推移

(単位：千円)

区 分	平成8年度	平成9年度	前年度増減	平成10年度	前年度増減
医 業 収 益	8,808,108	9,145,085	336,977	9,069,314	75,771
医 業 費 用	10,675,459	10,900,352	224,893	11,151,270	250,918
医 業 損 益	1,867,351	1,755,267	112,084	2,081,956	326,689

こうした医業損失等は、自治体病院が地域住民の医療を確保するために、民間医療では行われにくい特殊医療を担っていることから派生するものであり、その損失は毎年度、一般会計の衛生費(病院費)から支出され(繰出金)、病院事業はこれを医業外収益(他会計負担金・他会計補助金)として受入れることによって損失を補てんしている。

病院事業への繰出金は、国の繰出金基準に基づくものと、千葉市の定めた繰出金基準に基づくものがある。

国の繰出金基準は、地方公営企業法第17条の2及びその施行令第8条の5等によって定められ、基本通達等によって具体的に計算式が定められている。千葉市は、これらの根拠法令によって感染症医療や、高度・特殊医療等を対象に繰出金を支出している。

千葉市の定めた繰出金基準は、千葉市の地域特性、施策を考慮して一定の基準を定めたものである。

医業費用における繰出金の占める割合は(表2)のように毎年20%を超えており、病院事業の繰出金への依存率が高い。

(表2) 繰出金の推移

(単位：千円)

区 分	平成8年度	平成9年度	前年度増減	平成10年度	前年度増減
一般会計繰出金	2,292,672	2,292,267	405	2,635,896	343,629
医業費用	10,675,459	10,900,352	224,893	11,151,270	250,918
繰出金/医業費用	21.5%	21.0%	0.5%	23.6%	2.6%

・監査の結果

第1 病院事業の管理の監査結果のまとめ

自治体病院においては、地域中核病院として、一般的診療分野のみならず、高度・専門・特殊診療を実施していくこととなる。不採算医療でも地域住民の医療を確保するために実施していかなければならない医療もあり、民間病院と異なり、病院経営のある程度の赤字は避けられないことである。

こうした幾つかの与えられた制約の中で、いかに病院事業損益を改善するかが今日の自治体病院の課題であるが、それには地域における自治体病院と周辺病院との医療機能分担を明確にし、病院事業の損益実態をより細かく計数的に把握することが必要である。そのためには、診療科別の部門別損益計算制度・原価計算制度を確立すること、予算の策定に各診療部門が参画し、しっかりした部門別予算管理を実施し病院経営の効率性を高めること、診療科別また場合によっては診療行為別採算計算により不採算医療の実態を正確に把握し、不採算医療の適正な負担基準を確立すること、また病院事業管理の専門家を育成することなどが必要であるので検討されたい。

なお、現在、市立病院の新築移転を計画実施中であり、多額の設備投資が予定されていることから、こうした病院事業の管理体制の構築を急ぐ必要がある。

第2 病院事業の管理の監査結果

1 予算管理の現状と改善について

(1) 部門運営方針の確認と徹底について

病院の経営管理のためには、両市立病院ともに地域中核病院として将来の再整備計画を念頭において、病院運営の「基本方針」を再確認するとともに、各診療科を始めとする各部門(注1)においても「部門運営方針」について、短期方針、中期方針及び長期方針に分けて再確認し、それを明文化しておくことが必要である。明文化する理由は、その内容を明確にし、かつ部門責任者の交替により方針が大きく変化しないようにすることにある。

そして、病院運営の「基本方針」に基づいて策定される各部門の「部門運営方針」では、人材面、施設・設備面での投資計画を具体的に十分検討する必要がある。そして、「部門運営方針」を年度別の病院事業計画(損益収支計画を含む。)に反映させていくことが必要となる。

しかし、市立病院及び海浜病院ともに病院運営の「基本方針」はあるが、各部門の「部門運営方針」については具体化されている部門と具体化されていない部門がある。また、具体化されている部門でも、各部門に属する医師や職員にその趣旨が徹底されていない現状にある。

よって、「基本方針」に基づく「部門運営方針」を具体化し、部門を構成している医師・職員等に周知徹底することを検討されたい。

(注1) 各部門とは、内科、外科等の診療部門と検査部門、放射線部門、薬剤部門、事務部門等の共通

部門をいう。

(2) 予算と決算との差額分析について

予算と決算との差額は次のようになっているが、毎年度予算と決算との差額が大きい。

(表3) 収益的収支予算と決算との差額

(単位:千円)

区 分	平成 9 年度			平成 10 年度		
	当初予算	決算	差額	当初予算	決算	差額
収益的収支						
市立病院事業収益	4,754,733	4,617,223	137,510	4,927,979	4,628,505	299,474
医業収益	3,529,994	3,542,692	12,698	3,848,334	3,461,002	387,332
医業外収益	1,224,629	1,074,374	150,255	1,079,535	1,166,511	86,976
特別利益	110	157	47	110	992	882
海浜病院事業収益	7,257,575	6,886,401	371,174	7,451,511	7,128,183	323,328
医業収益	5,354,342	5,611,517	257,175	5,664,880	5,617,615	47,265
医業外収益	1,902,233	1,274,028	628,205	1,785,631	1,506,307	279,324
特別利益	1,000	856	144	1,000	4,261	3,261
病院事業収益合計	12,012,308	11,503,624	508,684	12,379,490	11,756,688	622,802
市立病院事業費用	4,753,825	4,614,328	139,497	4,927,619	4,624,835	302,784
医業費用	4,701,870	4,571,180	130,690	4,871,752	4,572,894	298,858
医業外費用	46,976	39,111	7,865	51,416	44,201	7,215
特別損失	3,979	4,037	58	3,451	7,740	4,289
予備費	1,000	0	1,000	1,000	0	1,000
海浜病院事業費用	7,256,685	6,881,781	374,904	7,450,911	7,123,143	327,768
医業費用	6,928,037	6,556,730	371,307	7,132,954	6,810,248	322,706
医業外費用	318,566	317,650	916	307,542	300,186	7,356
特別損失	9,082	7,401	1,681	9,415	12,709	3,294
予備費	1,000	0	1,000	1,000	0	1,000
病院事業費用合計	12,010,510	11,496,109	514,401	12,378,530	11,747,978	630,552

(注) 収支予算のため決算数値とは消費税分の差がある。

平成 10 年度で見ると、市立病院、海浜病院ともに収益が予算対比で大幅に減少しているが、医業費用も、予算対比で大幅に減少している。

市立病院では、医業収益の 387 百万円の減少に対して、医業費用は 298 百万円の減少である。

海浜病院では、医業収益の 47 百万円の減少に対して、医業費用は 322 百万円の減少である。

これらの予算差異の原因は、患者数の増減から起因するものを除くと、9 年度及び 10 年度も同様に給与費の減少が主な原因である。

病院の事業費は、医薬品等の材料費を除けば、人件費・減価償却費等の固定費が主な費用である。したがって、病院の予算差異は、患者数の増減要因から生じる材料費等の差異を除くと、基本的には僅少となるはずである。

予算を管理し、次年度の予算策定に役立てるためにも、予算差異の原因分析を十分実施されたい。

(3) 予算策定手順について

予算とは、一般的には病院の各部門の具体的な事業計画を貨幣的に表示し、これを総合編成したものをいい、年度予算は、予算期間における病院の損益目標を指示し、各部門の諸活動を調整し、病院全般にわたる総合的管理の用具となるものである。予算は中長期の視点で作成するものと、中長期予算の下、年度の事業計画を具体化した年度予算がある。

予算の策定手順は、まず、各部門が自らの責任において策定し、これを病院事務局が中心となって調整し、まとめて、病院全体の事業計画及び損益収支予算とするような手続きが必要である。この手続きは、多額の投資を実施する新病院の予算策定においては重要性が更に増すものと考えられる。こうした予算策定にあたっては、各計画実施に関する責任と権限の所在を明確にするとともに、事務局は各部門へ予算策定のための基礎資料を提供する等の手続きが必要である。

しかし、現在、新病院の建設を含む中長期の収支予算の策定や年度の収支予算は、各部門、特に各診療科では予算内容について明確に認識されておらず、各部門の責任者である部長等が予算編成に積極的に参画して、積み上げていく策定手順が確立していない。

よって、各部門の責任者が参画する予算策定の手順を確立されたい。

(4) 予算実績管理の方法について

予算と実績を比較してその差異の内容を分析することにより実績を管理していく手法を「予算実績管理」という。「予算実績管理」とは、単に予算と実績を比較することに目的があるのではなく、予算を達成できるように、各部門の執行担当者の意識を導く事前統制にある。

しかし、両病院の各部門においてこのような意味での「予算実績管理」は制度的になされていない。

したがって、収支予算の「予算実績管理」は、まず病院の事務局が予算と実績の差額を把握して、その情報を各部門に提供し、その差額の発生原因の分析は各部門が行うことが望まれる。この作業は年度、半期はもとより月次単位で行う。医師をはじめとする医療専門職が経営参加意識を持つために、各部門が積極的に「予算実績管理」に参加する制度を確立されたい。

2. 原価管理等の現状と改善について

(1) 部門別損益計算と原価計算制度の構築について

部門別損益を把握するためには収益と費用を部門別に把握しなければならないが、現在、こうした「部門別損益計算」は、両病院とも実施していない。病院事業の経営の合理化、赤字の減少を図るためには各部門、特に各診療科ごとの損益の状況を検討する必要がある。そのためには、「部門別損益計算」(部門別原価計算)を実施しなければならない。

このため、「部門別損益計算」を実施するためには、各部門ごとに原価を集計する仕組みと、検査部門、放射線部門、薬剤部門、食養部門や事務部門等の共通部門原価を診療部門の各科にどのように配賦するか(配賦しない方法もある。)を決定しておく必要がある。こうした原価計算制度の構築には、各部門の十分なコンセンサスが必要である。また、診療

科別収益を把握するためには、医業収益のうちレセプトの返戻や査定増減に対応する部分も診療科別に把握する必要がある。

よって、診療科別の部門別損益計算制度と原価計算制度の構築が必要であるので検討されたい。

(2) 不採算医療の実態の把握について

原価計算制度に基づいた、不採算医療の実態が計数的に把握されていない。

しかし、千葉市の政策医療として各病院に分担させた不採算医療については、不採算部分について相応な負担を必要とし、この負担がなければ病院経営はできない。不採算医療の実態を把握するためには、それを他の医療と区別して把握しなければならない。たとえば周産期医療（注1）や新生児医療を中心とした高度特殊医療のような不採算医療は、産科ないし小児科の一般医療と区分して原価計算をすることが必要である。また、新しい両市立病院構想における周産期医療、緩和ケア・ターミナルケア（注2）、救急医療、痴呆医療等の不採算が予想される政策医療についても、当然他の一般医療と区分した原価計算のもとで、どの程度の赤字が発生するか計算し、予算化していく必要がある。

不採算医療は赤字予算となり、千葉市の繰出金基準に基づき補てんされていくことになることから、不採算医療の損益の実態を、制度的に実施する部門別原価計算や診療行為別原価計算の中で、計数的に把握する必要があるので検討されたい。

（注1）周産期医療

周産期とは、妊娠満28週以後から生後7日（出生当日を第1日とする。）までをいう（広義には生後28日まで）。産前産後、分娩前後の期間という意味であるが、新生児が疾患にかかって死亡しやすい重要な時期と考えられ、産科学及び小児科学の臨床面ばかりでなく、母子衛生面からも注目されている。周産期医療とは、この時期の医療をいう。

（注2）緩和ケア・ターミナルケア

緩和ケアとは、治癒または長期の治療を実施することが不可能になった患者に対して行われる積極的で全人的なケアをいう。また、ターミナル・ケアとは、症状が進行して死期が近くなった末期（ターミナル）における援助や介助（ケア）のことで、通常は癌を含む悪性腫瘍の末期の患者及びその家族に対するケアをさす。

(3) コスト削減について

コストの削減は病院事業損益の改善には大切なことである。しかし、市立病院においては、病院の建替えを控え現病院への投資が縮小されていたり、経営改善のため相当のコスト削減が実施されている。

これらの投資の縮小やコスト削減は、その内容によっては医療の萎縮につながる危険性がある。すなわち、医療サービスが市民の要望に対応できなくなり、その結果として、診療単価の低下や患者数の減少によって医業収益が減少し、損失が増加していく可能性を持

っている。

したがって設備その他のコスト削減は、患者数の減少をもたらす、医業収益が減少し、損失が増加していく可能性があるため十分に検討されたい。

(4) 退職給与の負担と処理について

病院事業の原価計算において、人件費は主要原価項目である。人件費には給料、手当等、法定福利費、退職給与金がある。しかし、病院事業会計の決算において、退職給与金が計上されていない。

「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない」(地方公営企業法第20条第1項)とされ、支払を伴う費用については、「債務の確定した日の属する年度」に所属する(同法施行令第11条)となっている。

病院に属する千葉市の職員(病院長、医師を含む。)の退職給与金は、現在支出時に退職手当として市の一般会計の負担として計上されているが、地方公営企業である病院事業の医業費用として病院会計で計上されるべきものであるため、改善されたい。

なお、退職給与金は、支払時に一括して費用計上することなく、各年度に発生している費用を計上するという観点から、毎年度退職給与引当金として分割計上していく処理方法も検討されたい。

(5) レセプト管理と外部委託について

現在、レセプト(診療報酬請求書)の作成については外部委託してコスト削減を図っている。しかし、診療行為伝票(オーダー及び実施伝票)、カルテ(診療録)との三者の照合による委託業務の品質チェックが専門家によってなされていない。

医療事務は医療行為を医業収益に転換する大切な業務であり、レセプトの作成チェックは、当然受け取らなければならない診療収益の漏れを防止し、医業収益の増加の重要な手段となる。

よって、レセプト作成を外部委託している場合は、委託した側において委託業務の品質に対する定期的検査が必要である。なお、この検査はかなり専門性が必要となることから、場合によっては外部の専門家による検査も検討されたい。また、委託職員の請求技術レベルを維持するために、派遣されるレセプト作成担当者の異動においては、かならず経験年数等のチェックをされたい。

その他の業務においてもコスト削減のため外部委託する場合は、委託先の業務内容の品質について定期的なチェック・コントロールが必要であるため実施されたい。

(6) 情報システム化について

医療業務の効率化・合理化を図る場合、電子カルテの導入やオーダーリングシステム(注1)の導入は避けられない状況にあり、現在、新病院や海浜病院においてその導入を検討している。これらの合理化は医療業務に重大な影響を及ぼすため、医療業務の標準化と十分な教育が必要であり、事前に十分な準備を行い実施されたい。

(注 1) 診療において行なっている検査の指示や処方等を施設内のコンピュータネットワーク上で行なえるようにしたシステム。通常は、その結果も含むデータベースとなっており、各患者の過去の検査結果や投薬内容を簡単に引き出せるようになっている。診療上は、患者の状況把握が簡易になり、質の向上を目指すことも可能となる。また、診療報酬請求システムとの連携により、会計事務の効率化に繋がるとともに、投薬や会計作業の迅速化により患者の待ち時間の短縮という面でも効果がある。

3 . 病院事業の管理の専門家の確保について

千葉市の病院事業は一般会計からの繰出金が多額にのぼり、かつ、地域の中核医療を担って継続的に病院経営を続けていかなければならないという重要な位置を占めているにもかかわらず、千葉市の職員の中に病院事業における管理の専門家がいないというのが現実である。

病院の予算管理（予算実績管理）等を適切に実施するためには、まず病院を統括する保健衛生部（病院事業課）に「病院事業の管理の専門家」を確保ないし養成することを検討されたい。また、将来は各病院にそれぞれ病院事業の管理の専門家を配置することも検討されたい。

なお、新病院再整備計画の策定及び実施に対する視点からは、早急に専門家の確保が必要とされるので検討されたい。

第3 病院の経営分析

千葉市の病院事業の経営の状況について市立病院と海浜病院のそれぞれの医業損益の要因分析を平成10年度を基準年度として、時系列（推移）分析と他市比較の両面から行う。

1. 市立病院と海浜病院の損益の状況と繰出金依存率

市立病院と海浜病院とでは損益の状況がかなり異なる。

市立病院は、昭和47年の新館完成から25年を経過し、設備能力に限界があり収益も頭打ち傾向にある。平成9年度に医業収益が161百万円増加し、平成10年度に81百万円減少したのは、平成9年度に隣接する千葉大学医学部附属病院の改修という特殊要因による入院患者の増減によるものである。医業損益率（医業損益/医業収益）は、平成10年度はマイナス29.6%であり、医業費用及び医業費用に支払利息等を加えた費用の繰出金依存率はいずれも約25%であり、病院事業費の4分の1を市からの繰出金に依存している。

これに対し、海浜病院は昭和59年開院であり、每期確実に医業収益が増加している。海浜病院の平成10年度の医業損益率は平成9年度より悪化したがマイナス18.9%であり、市立病院より損益率は10.7%も良い。設備投資による支払利息等の負担は大きいですが、医業費用に支払利息等を加えた費用の繰出金依存率は約21%と市立病院より約4%低くなっている。

（表1-1）市立病院の損益の推移

（単位：千円）

区 分	平成8年度	平成9年度	前年度増減	平成10年度	前年度増減
医業収益	3,378,505	3,540,147	161,642	3,458,342	81,805
医業費用	4,306,361	4,479,025	172,664	4,481,947	2,922
医業損益	927,856	938,878	11,022	1,023,605	84,727
医業損益率 /	27.5%	26.5%	1.0%	29.6%	3.1%
支払利息等	35,608	32,363	3,245	28,386	3,977
繰出金	1,006,908	1,063,813	56,905	1,152,065	88,252
繰出金依存率 /	23.4%	23.8%	0.4%	25.7%	1.9%
"/(+)	23.2%	23.6%	0.4%	25.5%	1.9%

（表1-2）海浜病院の損益の推移

（単位：千円）

区 分	平成8年度	平成9年度	前年度増減	平成10年度	前年度増減
医業収益	5,429,602	5,604,937	175,335	5,610,972	6,035
医業費用	6,369,098	6,421,326	52,228	6,669,324	247,998
医業損益	939,496	816,389	123,107	1,058,352	241,963
医業損益率 /	17.3%	14.6%	2.7%	18.9%	4.3%
支払利息等	292,668	283,459	9,209	278,005	5,454
繰出金	1,285,764	1,228,454	57,310	1,483,830	255,376
繰出金依存率 /	20.2%	19.1%	1.1%	22.2%	3.1%
"/(+)	19.3%	18.3%	1.0%	21.4%	3.1%

2. 市立病院と海浜病院の設備状況

病院の設備等の状況は、有形固定資産明細表を検討することによってわかる。市立病院と海浜病院の固定資産の明細は、平成 11 年 3 月末現在において次のようになっている。

(表 2 - 1) 市立病院の設備の状況

(単位：千円)

区 分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額 = -	償却実施率 = /
土地	79,509	-	79,509	-
建物	1,677,585	941,673	735,912	56.1%
構築物	75,377	56,457	18,920	74.9%
器械及び備品	1,300,859	739,246	561,613	56.8%
車両	1,630	1,549	81	95.0%
建設仮勘定	4,887,758	-	4,887,758	-
計	8,022,718	1,738,925	6,283,793	

(表 2 - 2) 海浜病院の設備の状況

(単位：千円)

区 分	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額 = -	償却実施率 = / %
土地	-	-	-	-
建物	6,894,773	2,258,277	4,636,496	32.8%
構築物	269,691	106,428	163,263	39.5%
器械及び備品	3,846,069	1,075,135	2,770,934	28.0%
車両	5,250	3,506	1,744	66.8%
その他有形固定資産	569,328	46,537	522,791	8.2%
計	11,585,111	3,489,883	8,095,228	

器械及び備品の減価償却実施率は、新しい設備の装備状況がわかるものである。市立病院は 56.8%、海浜病院は 28.0%の償却率であり、市立病院は古い設備が多いことがわかる。

有形固定資産の内訳で両病院の著しい違いは、土地の有無である。市立病院は建替えのため建設仮勘定が生じているが、これは平成 11 年 3 月に取得した土地代 4,694 百万円が主なものであり、これらの資金として 4,775 百万円の企業債を発行している。この企業債は 2.1%の借入ではあるが、今後毎年度 100 百万円(4,775 百万円×2.1%)の金利負担が発生する。

なお、海浜病院は(表 2 - 2)が示すように病院の土地代の負担はない。

3. 医業損益（他会計負担金調整後）の推移

市立病院及び海浜病院の医業損益の推移は、（表3-1）及び（表3-2）のとおりであり、千葉市病院事業の100床あたり医業損益の推移は（表3-3）のとおりである。

（注）・この資料においては、「医業収益」の「その他収益」に他の政令指定都市と比較するために、国の繰出金基準に基づく（他会計負担金）を加えてある。

・なお以下分析にあたって、他の政令指定都市を比較している表は、地方公営企業年鑑（財団法人 地方財務協会 発行）に基づいて作成している。

(1) 市立病院の医業損益の推移

医業損失は、平成8年度、平成9年度と年次毎に減少してきたが、平成10年度は悪化し、829,383千円の医業損失を計上した。

平成10年度は医業費用は対前年度比0.1%の増加（2,922千円の増）に抑えられたが、医業収益が対前年度比2.6%減少（96,766千円の減）と大きく悪化し、結果として医業損失（他会計負担金繰入後）が13.7%増加（99,688千円増）となった。

（表3-1）市立病院の医業損益の推移

（単位：千円）

区 分	平成8年度			平成9年度			平成10年度		
	実績	医業収益比(%)	対前年度比(%)	実績	医業収益比(%)	対前年度比(%)	実績	医業収益比(%)	対前年度比(%)
医業収益	3,542,486	100.0	107.8	3,749,330	100.0	105.8	3,652,564	100.0	97.4
入院収益	2,107,474	59.5	110.8	2,221,898	59.3	105.4	2,140,418	58.6	96.3
外来収益	1,234,630	34.8	103.9	1,281,580	34.2	103.8	1,280,063	35.0	99.9
その他収益	200,382	5.7	101.2	245,852	6.5	122.7	232,083	6.4	94.4
(内他会計負担金)	(163,981)	(-)	(-)	(209,183)	(-)	(-)	(194,222)	(-)	(-)
医業費用	4,306,361	121.6	105.4	4,479,025	119.5	104.0	4,481,947	122.7	100.1
職員給与費	2,369,401	66.9	103.3	2,390,201	63.8	100.9	2,439,064	66.8	102.0
材料費	1,204,783	34.0	105.4	1,240,767	33.1	103.0	1,216,946	33.3	98.1
(内薬品)	(911,802)	(25.7)	(104.4)	(997,429)	(26.6)	(109.4)	(960,651)	(26.3)	(96.3)
(内その他)	(237,935)	(6.7)	(109.2)	(243,338)	(6.5)	(102.3)	(256,295)	(7.0)	(105.3)
(内給食)	(55,046)	(1.6)	(105.7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
減価償却費	139,213	3.9	123.9	150,045	4.0	107.8	153,769	4.2	102.5
経費	580,039	16.4	110.4	684,155	18.2	117.9	658,683	18.0	96.3
研究研修費	12,554	0.4	121.2	12,048	0.3	96.0	10,922	0.3	90.7
資産減耗費	371	0.0	29.1	1,809	0.1	487.6	2,563	0.1	141.7
医業損益	763,875	21.6	95.6	729,695	19.5	95.5	829,383	22.7	113.7

(2) 海浜病院の医業損益の推移

医業損失は、平成8年度、平成9年度と毎年度順調に減少してきたが、平成10年度は悪化し、381,548千円の医業損失を計上した。

平成10年度には、医業収益が対前年度比1.2%増加（71,814千円増）したものの、医業費用が対前年度比3.9%増加（247,998千円増）したために医業損失が大きく増加した。特に経費（98,198千円増、主として委託料）、減価償却費（65,900千円増、主として器械備品）、職員給与費（64,086千円増、主として賃金）の増加により、医業損失は、85.8%の増加（176,184千円増）となった。

(表3-2) 海浜病院の医業損益の推移

(単位：千円)

区 分	平成 8 年度			平成 9 年度			平成 10 年度		
	実績	医業収 益比(%)	対前年 度比(%)	実績	医業収 益比(%)	対前年 度比(%)	実績	医業収 益比(%)	対前年 度比(%)
医業収益	5,912,996	100.0	105.9	6,215,962	100.0	105.1	6,287,776	100.0	101.2
入院収益	3,437,079	58.1	104.2	3,616,998	58.2	105.2	3,625,025	57.6	100.2
外来収益	1,868,130	31.6	108.0	1,877,835	30.2	100.5	1,873,285	29.8	99.8
その他収益	607,787	10.3	109.5	721,129	11.6	118.6	789,466	12.6	109.5
(内他会計負担金)	(483,393)	(-)	(-)	(611,025)	(-)	(-)	(676,804)	(-)	(-)
医業費用	6,369,098	107.7	103.6	6,421,326	103.3	100.8	6,669,324	106.1	103.9
職員給与費	3,067,759	51.9	102.7	3,122,609	50.2	101.8	3,186,695	50.7	102.1
材料費	1,629,530	27.6	100.0	1,573,745	25.3	96.6	1,592,829	25.3	101.2
(内薬品)	(885,548)	(15.0)	(101.0)	(842,834)	(13.6)	(95.2)	(848,145)	(13.5)	(100.6)
(内その他)	(740,217)	(12.5)	(98.6)	(730,315)	(11.7)	(98.7)	(742,604)	(11.8)	(101.7)
(内給食)	(3,765)	(0.1)	(131.4)	(596)	(0.0)	(15.8)	(2,080)	(0.0)	(349.0)
減価償却費	382,437	6.5	127.0	383,890	6.2	100.4	449,790	7.2	117.2
経費	1,274,465	21.6	104.8	1,326,998	21.3	104.1	1,425,196	22.7	107.4
研究研修費	14,884	0.3	103.4	13,633	0.2	91.6	13,075	0.2	95.9
資産減耗費	23	0.0	4.7	451	0.0	1,960.9	1,739	0.0	385.6
医業損益	456,102	7.7	80.4	205,364	3.3	45.0	381,548	6.1	185.8

(3) 100床あたり医業損益の推移と他市比較

医業損益の比較は他市と単純比較できないので、100床あたりの医業損益を比較する。

千葉市の「100床あたり医業損失」は平成8年度206,426千円、平成9年度158,216千円、平成10年度204,894千円となった。平成8年度、平成9年度における「100床あたり医業損失」は政令指定都市平均、横浜市及び川崎市の各病院事業と比較して、いずれも絶対額で少ない。

平成10年度には千葉市病院事業の医業損失が悪化したものの、絶対額は(表3-3)のように平成9年度の各地自治体病院事業、政令指定都市平均と比較しても少ない額となっている。

(表3-3) 100床あたり医業損益の推移

(単位：千円)

区 分	平成 8 年度			
	千葉市	政令指定都市平均	横浜市	川崎市
医業収益	1,599,913	1,649,852	1,950,388	1,355,031
入院収益	938,165	982,957	1,034,087	772,420
外来収益	525,002	549,465	718,699	470,487
その他収益	136,746	117,430	197,602	112,124
医業費用	1,806,339	1,937,085	2,252,218	1,607,813
職員給与費	919,993	931,708	982,622	866,121
材料費	479,579	553,769	666,826	447,408
(内薬品)	(304,120)	(352,372)	(428,216)	(297,819)
(内給食)	(9,951)	(14,612)	(24,986)	(19,565)
減価償却費	88,266	132,785	138,426	65,685
経費	313,791	305,381	453,937	223,622
研究研修費	4,643	7,287	8,758	4,651
資産減耗費	67	6,155	1,649	326
医業損益	206,426	287,233	301,830	252,782

(表3-3) 100床あたり医業損益の推移 (上表のつづき) (単位:千円)

区 分	平成9年度				平成10年度 千葉市
	千葉市	政令指定都市平均	横浜市	川崎市	
医業収益	1,686,175	1,690,332	2,002,609	1,396,807	1,681,953
入院収益	987,969	1,010,671	1,056,441	779,386	975,540
外来収益	534,588	556,470	750,595	485,006	533,562
その他収益	163,618	123,191	195,573	132,415	172,851
医業費用	1,844,391	1,958,768	2,277,034	1,653,669	1,886,847
職員給与費	932,794	957,624	999,385	889,011	951,905
材料費	476,229	552,426	671,371	462,458	475,427
(内薬品)	(311,381)	(347,042)	(425,875)	(309,216)	(306,057)
(内給食)	(101)	(14,604)	(25,034)	(20,069)	(352)
減価償却費	90,344	126,228	135,378	63,746	102,125
経費	340,297	313,567	459,895	230,254	352,602
研究研修費	4,345	7,025	8,522	3,717	4,060
資産減耗費	382	1,898	2,483	4,483	728
医業損益	158,216	268,436	274,425	256,862	204,894

医業費用の中の減価償却費が大きいということは新しい設備の病院が多いということであり、これらを有効活用すれば医業収益も大きくなる。横浜市と川崎市における減価償却費と医業収益の関係、及び(表3-4)のように、市立病院と海浜病院との関係においても同様のことがいえる。

(表3-4) 100床あたり両病院の比較 (単位:千円)

平成9年度	市立病院	海浜病院	千葉市計
医業収益	1,292,872	2,065,104	1,686,175
減価償却費	51,740	127,538	90,344

千葉市の減価償却費は横浜市と川崎市の中間にあり、医業収益も中間にある。市立病院の建替えの結果、減価償却費の増加となり、医業収益も増加して横浜市の数値に近くなると思われるが、同時に自治体として実施しなければならない不採算医療の増加により、医業損失も増加するものと推定される。

4. 診療収益の増減要因分析

両病院の平成9年度と平成10年度の診療収益（入院収益、外来収益）の増減は次のようになっている。

(表4-1) 市立病院の診療収益 (単位：千円)

区 分	平成 9 年度		平成 10 年度	
	実 績	対前年度増減	実 績	対前年度増減
入院収益	2,221,898	114,424	2,140,418	81,480
外来収益	1,281,580	46,950	1,280,063	1,517

(表4-2) 海浜病院の診療収益 (単位：千円)

区 分	平成 9 年度		平成 10 年度	
	実 績	対前年度増減	実 績	対前年度増減
入院収益	3,616,998	179,919	3,625,025	8,027
外来収益	1,877,835	9,705	1,873,285	4,550

診療収益は一般的に次の式で表現される。

$$\text{入院収益} = (\text{患者 1 人 1 日あたり入院診療収益}) \times \text{入院延患者数}$$

$$\text{外来収益} = (\text{患者 1 人 1 日あたり外来診療収益}) \times \text{外来延患者数}$$

この式によれば、入院収益及び外来収益の「増減」は、(それぞれ患者1人1日あたり診療収益)と(それぞれの延患者数)の「増減」に分析できるので、この方法によって市立病院及び海浜病院の診療収益の「増減」分析をする。

(注) 入院・外来それぞれの診療単価算出のために四捨五入を行い、その結果決算報告との誤差は 患者1人1日あたりの診療収益の増減による影響額で調整している。

(1) 市立病院の診療収益の増減要因

市立病院の平成 10 年度の入院収益は、前年度より 81,480 千円減少した。また、外来収益も前年度より 1,517 千円減少した。

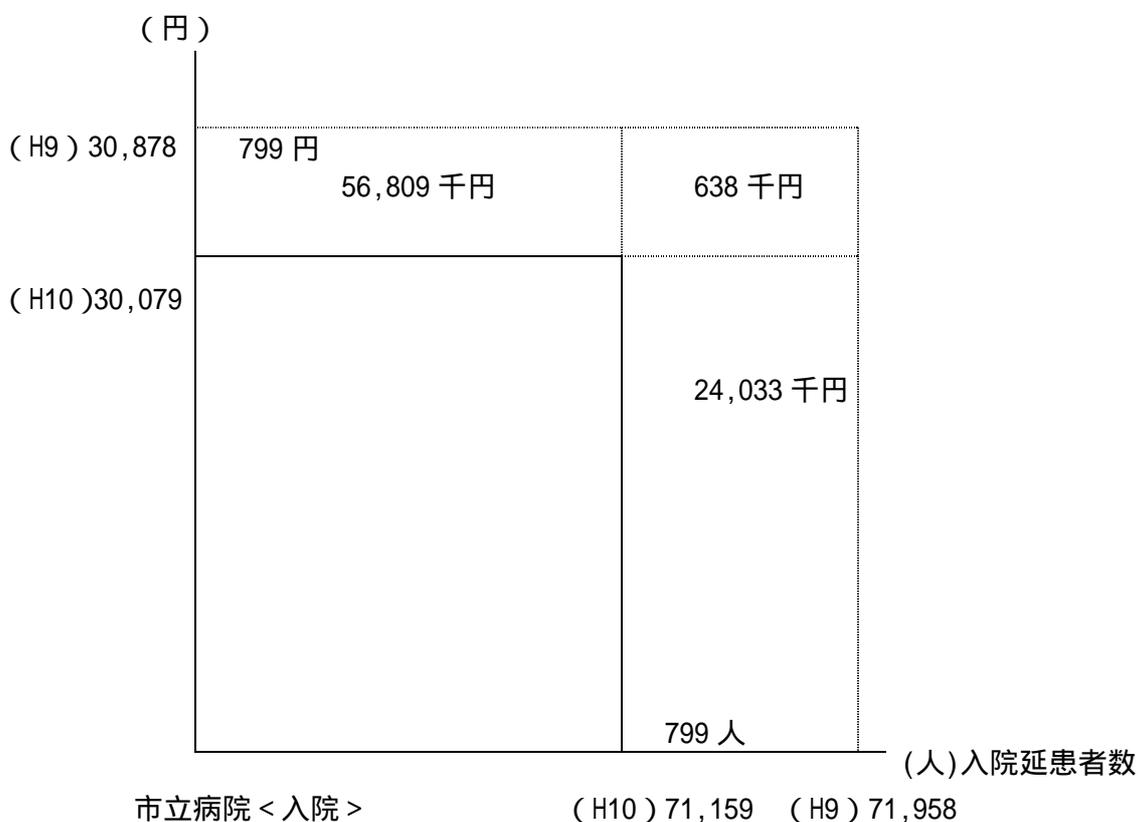
ア．入院収益増減の要因

市立病院の入院収益 81,480 千円の減少は、下記分析表のとおり、「入院患者 1 人 1 日あたり診療収益減による収益減少」(対前年度比 799 円減少によって診療収益は 56,809 千円の減少)と「入院延患者数減による収益減少」(対前年度比 799 人の減少によって診療収益は 24,033 千円減少)と「これらの複合要因による収益減少」(対前年度比 638 千円の減少)とに分解できる。これにより医業収益の大幅な減少の主因は「入院患者 1 人 1 日あたり診療収益」の減少にあることが読み取れる。

(表 4 - 3) 市立病院入院収益の分析

収益増減理由	収益増減	対前年度比
入院患者 1 人 1 日あたり診療収益減による収益減少	56,809 千円	2.56%
入院延患者数減による収益減少	24,033 千円	1.08%
これらの複合要因による収益減少	638 千円	0.03%
計	81,480 千円	3.67%

入院患者 1 人 1 日あたり診療収益



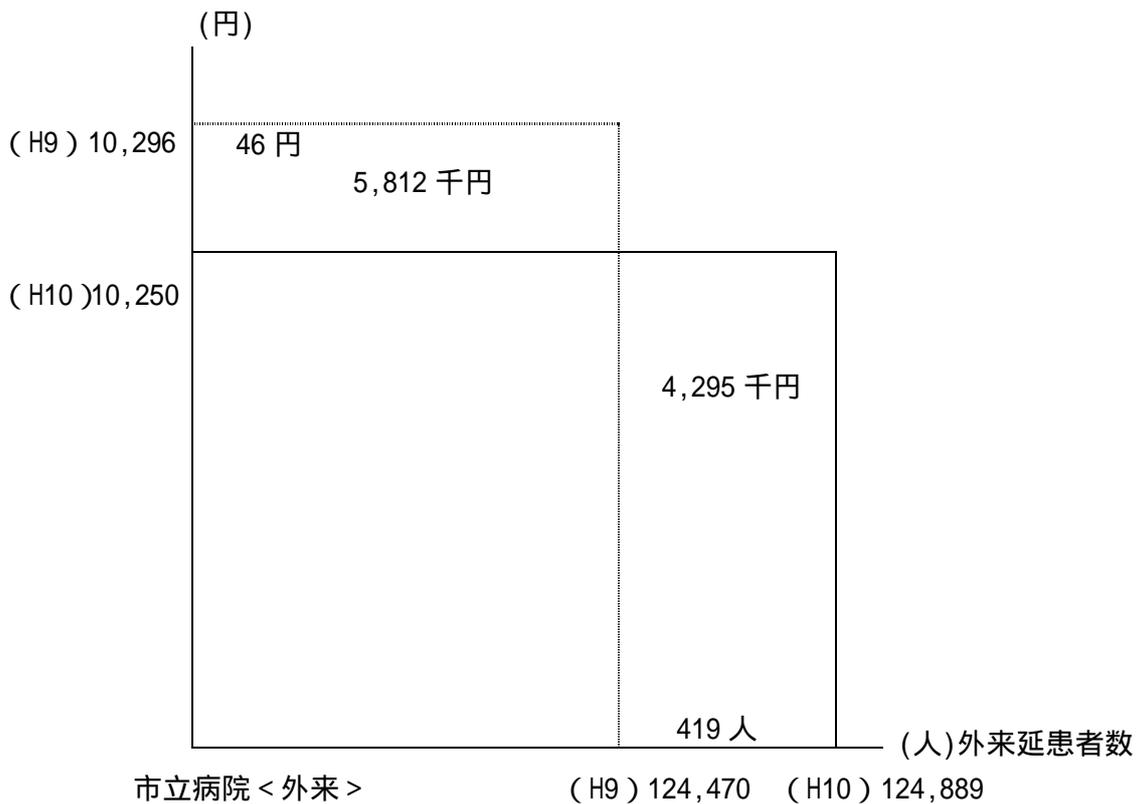
イ．外来収益増減の要因

市立病院の外来収益の減少 1,517 千円は、下記分析表のとおり、「 外来患者 1 人 1 日あたり診療収益減による収益減少」(対前年度比 46 円減少によって診療収益が 5,812 千円減少) に起因しており、「 外来延患者数増による収益増加」(対前年度比 419 人増によって診療収益が 4,295 千円増加) にもかかわらず外来収益は減少した。ただし、市立病院の診療収益減少の絶対額は、入院の 81,480 千円に比して外来は 1,517 千円にとどまっており、外来の影響ははるかに小さいといえる。

(表 4 - 4) 市立病院外来収益の分析

収益増減理由	収益増減	対前年度比
外来患者 1 人 1 日あたり診療収益減による収益減少	5,812 千円	0.45%
外来延患者数増による収益増加	4,295 千円	0.33%
計	1,517 千円	0.12%

外来患者 1 人 1 日あたり診療収益



(2) 海浜病院の診療収益の増減要因

海浜病院の平成 10 年度は、入院収益が対前年度比 8,027 千円とわずかに増加したが、外来収益は対前年度比 4,550 千円減となった。海浜病院では市立病院と同様に平成 8 年度、平成 9 年度における大きな増加傾向がとどまり、海浜病院の診療収益は横ばい状況となった。

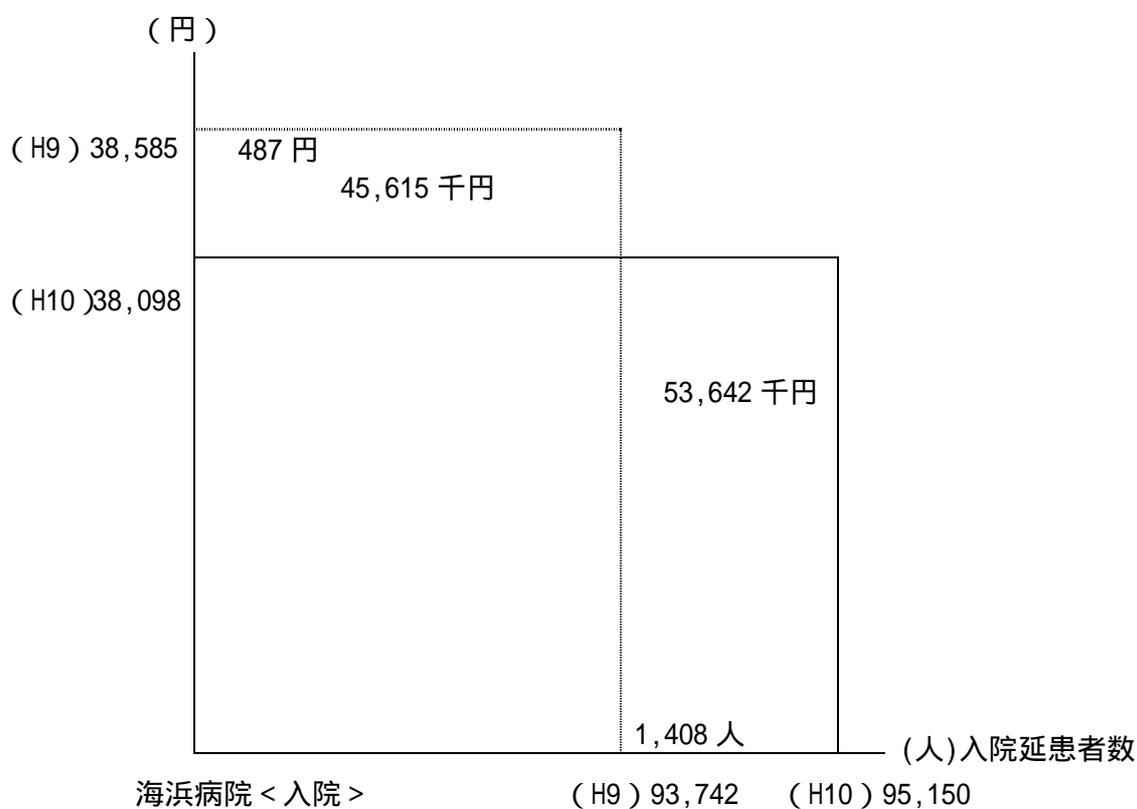
ア．入院収益増減の要因

海浜病院の入院収益 8,027 千円の増加の主因は、下記分析表のとおり、「入院患者 1 人 1 日あたり診療収益減による収益減少」(対前年度比 487 円減少によって診療収益 45,615 千円の減少)、「入院延患者数増による収益増加」(対前年度比 1,408 人増加によって診療収益は 53,642 千円増加)とに分解できる。

(表 4 - 5) 海浜病院入院収益の分析

収益増減理由	収益増減	対前年度比
入院患者 1 人 1 日あたり診療収益減による収益減少	45,615 千円	1.26%
入院延患者数増による収益増加	53,642 千円	1.48%
計	8,027 千円	0.22%

入院患者 1 人 1 日あたり診療収益



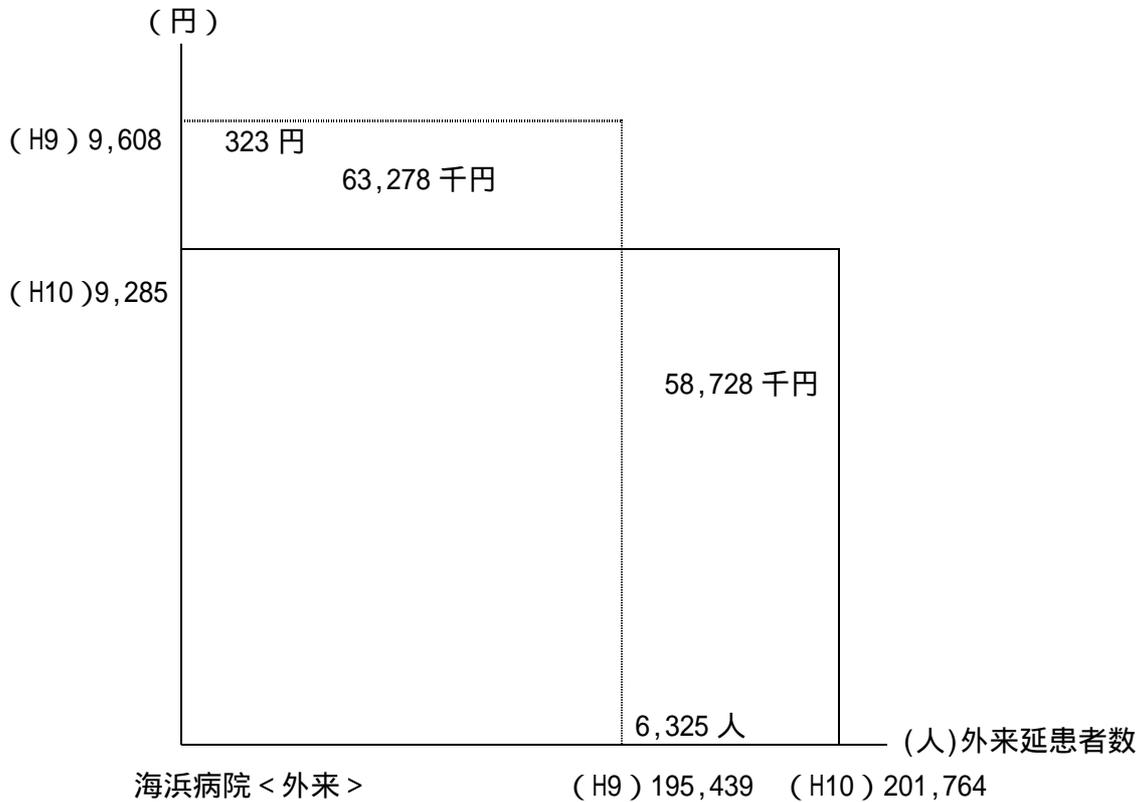
イ．外来収益増減の要因

外来収益の減少 4,550 千円は、下記分析表のとおり、「 外来患者 1 人 1 日あたり診療収益減による収益減少」(対前年度比 323 円減少によって診療収益 63,278 千円減少) は大きかったが、「 外来延患者数増による収益増加」(対前年度比 6,325 人増加によって診療収益 58,728 千円増加) が大きく寄与し、外来収益の減少は 4,550 千円にとどまった。

(表 4 - 6) 海浜病院外来収益の分析

収益増減理由	収益増減	対前年度比
外来患者 1 人 1 日あたり診療収益減による収益減少	63,278 千円	3.37%
外来延患者数増による収益増加	58,728 千円	3.13%
計	4,550 千円	0.24%

外来患者 1 人 1 日あたり診療収益



(3) 両病院の診療収益の増減要因

両病院の診療収益の増減の要因をまとめると、(表4-7)になる。

患者数の増減は、設備や医師の配置状況等により影響されるが、市立病院の入院患者数の減少は、主として隣接する千葉大学医学部附属病院の改修工事の完了に伴い減少したものである。このように、病院の診療収益の増減比較は地域医療機関との関係でも大きく変動する。

平成10年度千葉市の病院事業の診療収益の悪化による医業損失の増加は、「患者1人1日あたり診療収益」の減少に主要な原因があるといえる。

(表4-7) 両病院の診療収益の増減の要因

(単位：千円)

区 分	患者1人1日あたり診療収益の増減による影響額	患者数の増減による影響額	複合要因
市立病院 入院	56,809	24,033	638
市立病院 外来	5,812	4,295	-
海浜病院 入院	45,615	53,642	-
海浜病院 外来	63,278	58,728	-
合 計	171,514	92,632	638

5. 患者1人1日あたり診療収益の分析

「患者1人1日あたり診療収益」の推移、及び他の政令指定都市との比較は(表5-1)のとおりである。

平成9年度の千葉市の病院における患者1人1日あたり入院収益は35,238円と政令指定都市平均34,447円より高くなっているが、これは海浜病院の38,585円という高収益が寄与しているためである。外来収益は政令指定都市平均とほぼ同じ9,876円となっている。

この内容を(1)診療行為別及び(2)診療科別に以下において分析する。

(表5-1) 患者1人1日あたり診療収益

(単位：円)

区分	年度	市立病院	海浜病院	千葉市平均	政令指定都市平均	横浜市	川崎市
入院	平成7年度	27,302	34,107	31,258	31,802	31,416	29,434
	“8”	28,429	35,940	32,660	33,533	32,780	30,577
	“9”	30,878	38,585	35,238	34,447	34,000	30,689
	“10”	30,079	38,098	34,667	-	-	-
外来	平成7年度	9,312	9,176	9,231	9,579	9,904	9,949
	“8”	9,350	9,478	9,426	9,726	10,144	10,256
	“9”	10,296	9,608	9,876	9,889	10,475	10,607
	“10”	10,250	9,285	9,654	-	-	-

(1) 診療行為別診療単価の分析

患者1人1日あたり診療収益は診療行為によって差が生じる。

診療行為別に細分析したものは(表5-2)「診療行為別診療単価推移」である。

ア. 市立病院

市立病院の入院診療行為別診療単価は、全体では、平成10年度は前年度に対して799円減少している。特に処置・手術収入(1,959円減)の減収が大きい。これは、千葉大学医学部附属病院改修完了により振替えられた患者の減少によるものである。

市立病院の外来診療行為別診療単価は、全体では、平成10年度は前年度に対して46円減少したが、注射料収入、放射線料収入、再診料収入、その他収入の減少によるものである。

イ. 海浜病院

海浜病院の入院診療行為別診療単価は、全体では、平成10年度は前年度比487円減少し、入院料収入、その他収入以外すべての行為で減少している。特に、検査料収入は対前年度比374円減少している。

市立病院と比べて入院診療行為別診療単価が高い要因は、心臓血管外科等患者1人1日あたり単価の高い診療科を持っていることと、設備の装置等が良い結果、処置・手術収入、検査料収入等収益の高いものがあること、新生児特定集中治療室管理料などのその他収入によるものである。

海浜病院の外来診療行為別診療単価は、全体では対前年度比323円減少した。これは、主として投薬料収入が対前年度比284円減少したことによるものである。

市立病院と比べて外来診療行為別診療単価が低い要因は投薬料収入、検査料収入が

下回っているためである。

(表 5 - 2) 診療行為別診療単価推移

(単位：円)

区 分	市立病院			海浜病院			
	平成 9 年度	平成 10 年度	増 減	平成 9 年度	平成 10 年度	増 減	
入 院	投 薬 料 収 入	1,003	868	135	541	500	41
	注 射 料 収 入	5,264	5,653	389	2,691	2,520	171
	処 置 ・ 手 術 収 入	5,723	3,764	1,959	8,783	8,636	147
	検 査 料 収 入	2,041	1,957	84	3,407	3,033	374
	放 射 線 料 収 入	682	662	20	1,288	1,193	95
	入 院 料 収 入	13,746	14,646	900	14,407	14,669	262
	給 食 料 収 入	1,780	1,795	15	1,878	1,798	80
	そ の 他 収 入	639	734	95	5,590	5,749	159
計	30,878	30,079	799	38,585	38,098	487	
外 来	投 薬 料 収 入	4,521	4,552	31	3,356	3,072	284
	注 射 料 収 入	484	396	88	322	276	46
	処 置 ・ 手 術 収 入	500	609	109	207	179	28
	検 査 料 収 入	2,413	2,416	3	1,967	1,876	91
	放 射 線 料 収 入	507	477	30	1,192	1,159	33
	初 診 料 収 入	214	253	39	1,089	1,245	156
	再 診 料 収 入	781	713	68	716	672	44
	そ の 他 収 入	877	834	43	759	806	47
計	10,296	10,250	46	9,608	9,285	323	

ウ．診療行為別診療単価の他市との比較

「診療行為別診療単価の他市との比較」は(表 5 - 3)のとおりである。

入院診療行為別診療単価の内訳は、入院料収入と処置・手術収入が主なものとなる。このため、診療単価を上げるためには、例えば高度なレベルの手術を実施することが必要である。

(表 5 - 3)による千葉市の両病院の平成 9 年度の平均は政令指定都市平均を上回り、横浜市と似た構成となっているが、これは、高度特殊医療を実施している海浜病院の単価が高いためである。

外来診療行為別診療単価の内訳は、投薬料収入と検査料収入が主なものとなる。千葉市平均は政令指定都市平均と同レベルであるが、川崎市、横浜市より下回る。この差は主として両収入の差であり、海浜病院が低いことが要因となって両市を下回っている。

(表5-3) 診療行為別診療単価の他市との比較

(単位：円)

区	分	千葉市	政令指定都市 平均	横浜市	川崎市
入	投薬料収入	742	1,078	942	975
	注射料収入	3,808	4,127	4,094	3,317
	処置・手術収入	7,160	8,160	7,598	6,530
	検査料収入	2,814	2,885	2,891	2,475
	放射線料収入	1,025	1,252	1,478	1,455
	入院料収入	14,120	14,116	13,535	13,341
	給食料収入	1,836	1,962	2,188	1,928
	その他収入	3,733	867	1,273	668
	計	35,238	34,447	34,000	30,689
外 来	投薬料収入	3,809	3,849	4,207	4,659
	注射料収入	385	588	380	452
	処置・手術収入	321	571	340	434
	検査料収入	2,141	2,023	2,159	2,119
	放射線料収入	926	1,021	1,390	983
	初診料収入	748	321	301	257
	再診料収入	742	692	720	715
	その他収入	805	825	978	987
	計	9,876	9,889	10,475	10,607

(2) 診療科別診療単価の分析

患者1人1日あたりの診療収益はどのような診療科があるかによっても大きく異なる。

診療科別患者1人1日あたりの診療収益について両病院を同規模全国政令指定都市と比較すると(表5-4)のようになる。

(表5-4) 診療科別患者1人1日あたり診療収益(平成10年6月調査) (単位:円)

区分	入院					
	市立病院			海浜病院		
	平成10年 6月	同規模 全国平均	差	平成10年 6月	同規模 全国平均	差
内科	37,206	29,786	7,420	33,273	32,437	836
小児科	25,500	30,219	4,719	38,396	33,646	4,750
精神科	11,485	14,830	3,345	-	-	-
外科	33,690	36,072	2,382	40,312	39,036	1,276
整形外科	23,240	26,551	3,311	40,114	27,016	13,098
心臓血管外科	-	-	-	105,506	128,294	22,788
産婦人科	40,561	31,521	9,040	37,649	33,290	4,359
眼科	-	-	-	38,215	46,732	8,517
耳鼻咽喉科	-	-	-	40,393	33,880	6,513

区分	外来					
	市立病院			海浜病院		
	平成10年 6月	同規模 全国平均	差	平成10年 6月	同規模 全国平均	差
内科	13,730	12,269	1,461	12,495	12,092	403
小児科	8,070	7,408	662	7,421	8,894	1,473
精神科	6,561	5,587	974	-	-	-
外科	10,641	11,701	1,060	11,138	12,177	1,039
整形外科	5,567	5,270	297	7,229	5,252	1,977
心臓血管外科	-	-	-	12,259	12,681	422
産婦人科	8,612	6,608	2,004	6,922	7,181	259
眼科	-	-	-	6,361	5,468	893
耳鼻咽喉科	-	-	-	6,745	5,235	1,510

同規模全国政令指定都市と比べて低いものはその要因を検討し、収益の向上に努める必要がある。

海浜病院の患者1人1日あたりの入院収益が市立病院より高いのは、心臓血管外科など診療科の差異による。

病院における診療収益は、開設する診療科によってかなり差異が生じてくる。そして開設する診療科は、高度・専門医療分野や救急医療等を含めた自治体病院と周辺病院との機能分担をどうするかによっても異なってくる。また、千葉市の医療政策と、それに基づく設備と医師数にも大きく影響される。

しかし、患者1人1日あたりの診療収益が高い部門が、必ずしも医業損益が黒字であるとは限らない。医業損益は、医業収益とそれに見合う医業費用が集計対比される部門別損益計算ができて、始めて明確になるのである。

6. 医師1人1日あたり取扱い患者数及び診療収益について

「医師1人1日あたり取扱い患者数及び診療収益」は(表6-1)のとおりである。

千葉市平均は全項目について、政令指定都市平均及び横浜市を上回っている。

「医師1人1日あたり取扱い患者数及び診療収益」は、医師の数が少ないほど多くなる。また、患者数は急性期医療と慢性期医療との構成によっても違い、急性期医療の比率が高いほど少なくなるので、多い少ないを単純比較することはできない。

しかし、両病院とも、政令指定都市平均、横浜市より上回っていることは評価できる。

(表6-1) 医師1人1日あたり取扱い患者数及び診療収益

区 分		市立病院	海浜病院	千葉市 平均	政令指定 都市平均	横浜市	川崎市	
		人	人	人	人	人	人	
患者数	入 院	平成7年度	7.8	6.5	7.0	5.8	5.5	9.3
		" 8 "	7.9	6.4	7.0	5.7	5.4	8.7
		" 9 "	7.6	6.2	6.7	5.8	5.4	9.0
		"10 "	7.4	6.2	-	-	-	-
	外 来	平成7年度	14.3	12.6	13.3	10.7	12.1	16.1
		" 8 "	14.1	13.2	13.6	11.0	12.1	15.8
		" 9 "	13.2	12.9	13.0	11.0	12.3	16.2
		"10 "	12.9	13.2	-	-	-	-
診療収益		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	平成7年度	347	337	341	286	292	432	
	" 8 "	357	356	357	299	300	428	
	" 9 "	371	364	366	307	311	447	
	"10 "	355	358	-	-	-	-	

市立病院と海浜病院の入院における差は、急性期医療と慢性期医療の構成による差が主な原因であり、急性期医療患者が多い海浜病院は、「医師1人1日あたりの取扱い患者数」は少なくなる。また、平成9年度までは、市立病院が「医師1人1日あたり取扱い患者数及び診療収益」のすべてにおいて海浜病院より上回っていたが、平成10年度には、海浜病院が「外来患者数」と「診療収益」において逆転した。市立病院の外来患者の減少傾向は、新しく設備の良い病院に患者が集まる傾向のあらわれでもある。

7. 部門別職員数の配置状況

部門別 100 床あたり職員数は（表 7 - 1）のようになっている。

千葉市は看護部門の人数が比較的多いが、看護部門の人数は、病院が急性期医療を中心としているか慢性期医療を中心としているかによっても異なる。急性期医療・高機能医療の比率が高ければ医師及び看護部門の人数は増加する。これは市立病院と海浜病院の差異、及び横浜市と川崎市の差異においても明らかである。

事務部門の人数も比較的多いが、外部委託が増えれば人数は減ることとなる。平成 9 年度 100 床あたり職員数は 6.1 人減少し、119.2 人となったが、これは、事務部門、給食部門等を外部委託に切り替えていった結果である。

（表 7 - 1）部門別 100 床あたり職員数

（単位：人）

区 分	平成 8 年度					
	市立病院	海浜病院	千葉市 平均	政令指定 都市平均	横浜市	川崎市
医 師	12.3	16.9	14.8	14.2	15.0	11.7
看 護 部 門	67.8	77.9	73.3	68.7	73.2	60.2
薬 剤 部 門	4.4	4.2	4.3	3.5	3.8	2.9
事 務 部 門	10.2	20.5	15.8	8.0	10.1	6.4
給 食 部 門	8.1	1.0	4.2	3.8	2.7	5.3
放 射 線 部 門	2.0	3.5	2.8	3.2	5.0	3.0
臨 床 検 査 部 門	6.8	7.1	7.0	5.1	6.4	4.0
そ の 他	3.6	2.6	3.0	4.7	5.9	6.5
合 計	115.2	133.8	125.3	111.2	122.1	99.9

区 分	平成 9 年度					
	市立病院	海浜病院	千葉市 平均	政令指定 都市平均	横浜市	川崎市
医 師	12.9	16.3	14.8	14.2	14.9	11.4
看 護 部 門	69.9	78.1	74.4	69.8	75.3	60.7
薬 剤 部 門	4.4	3.1	3.7	3.5	3.9	2.9
事 務 部 門	10.1	13.5	12.0	7.9	10.8	6.4
給 食 部 門	1.6	1.0	1.3	3.6	2.6	5.2
放 射 線 部 門	2.0	3.5	2.8	3.3	5.2	3.1
臨 床 検 査 部 門	6.9	7.1	7.0	5.1	6.6	4.0
そ の 他	4.4	2.5	3.3	4.6	5.9	6.3
合 計	112.2	125.1	119.2	112.0	125.1	100.0

8. 病床収益率と病床利用率について

(1) 病床収益率について

病床収益率は、医業収益を1床あたりで計算したものである。

この推移及び他の政令指定都市等との比較は、(表8-1)のようになっている。毎期確実に増加してきたが、平成10年度においては若干減少した。

千葉市は、政令指定都市平均より低く、横浜市と川崎市の中間に位置している。病院別に見ると、(表8-2)のように平成9年度の市立病院は12,081千円と、海浜病院の18,255千円を大きく下回っている。

入院の病床収益率は、患者1人1日あたりの診療収益と病床の利用率に依存する。診療収益については、「5.患者1人1日あたり診療収益の分析」で検討したので、ここでは設備の有効利用率としての病床利用率について検討する。

(表8-1) 1床あたりの収益

(単位：千円)

区分	平成7年度	平成8年度							
	千葉市	千葉市		政令指定都市		横浜市		川崎市	
	実績	実績	前年度増減	平均	差	実績	差	実績	差
入院収益	8,799	9,382	583	9,830	448	10,341	959	7,724	1,658
外来収益	4,937	5,250	313	5,495	245	7,187	1,937	4,705	545
計	13,736	14,632	896	15,325	693	17,528	2,896	12,429	2,203

区分	平成9年度								平成10年度
	千葉市		政令指定都市		横浜市		川崎市		千葉市
	実績	前年度増減	平均	差	実績	差	実績	差	実績
入院収益	9,880	498	10,107	227	10,564	684	7,794	2,086	9,755
外来収益	5,346	96	5,565	219	7,506	2,160	4,850	496	5,336
計	15,226	594	15,672	446	18,070	2,844	12,644	2,582	15,091

(表8-2) 1床あたりの病院別収益

(単位：千円)

平成9年度	市立病院	海浜病院	千葉市
入院収益	7,662	12,017	9,880
外来収益	4,419	6,238	5,346
計	12,081	18,255	15,226

(2) 病床利用率について

病床利用率は、(表8-3)のように、病床の構成によって異なるので合計値によって単純に比較できない。千葉市の一般病床の利用率は、ほぼ政令指定都市の平均であり80%を超えている。特に海浜病院は毎年85%を超えているが、市立病院は80%前後で推移している。

市立病院が低い主な原因は、昔の基準で設計・建設されたために病室が古いうえに狭く、重症患者等が4床室に入った場合等他の患者を入れられないことによる。

こうした病室の条件や、伝染病棟のような市の医療政策に基づく病床の低利用率からくる固定費の負担は、市で負担するべきものとなる。

(表8-3) 病床利用率推移

(単位：%)

区分	市立病院				海浜病院				千葉市合計			
	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度
一般	77.3	82.7	80.4	79.5	87.8	87.0	85.3	86.6	83.5	85.3	83.3	83.7
結核	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精神	68.5	71.0	68.6	67.7	-	-	-	-	68.5	71.0	68.6	67.7
伝染	1.3	2.6	2.3	2.2	-	-	-	-	1.3	2.6	2.3	2.2
合計	65.6	70.0	68.0	67.2	87.8	87.0	85.3	86.6	76.9	78.7	76.8	77.1

区分	政令指定都市平均				横浜市				川崎市			
	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度
一般	83.6	83.6	83.6	-	89.7	89.8	88.5	-	71.7	71.2	71.7	-
結核	75.0	72.7	73.6	-	-	-	-	-	86.7	87.6	84.1	-
精神	82.5	83.0	83.8	-	-	-	-	-	24.4	57.9	74.1	-
伝染	9.3	8.5	8.7	-	4.4	5.1	3.6	-	3.2	1.9	1.9	-
合計	80.6	80.5	80.6	-	86.3	86.4	85.1	-	69.0	69.2	69.6	-

病床利用率からみると、海浜病院はかなり高い。海浜病院の患者1人1日あたりの診療収益は高く(表5-1)病床利用率が高まれば、医業収益は更に増加する。海浜病院は一般病床301床であるが、施設設備面、医療機能面においてかなり充実しており、増床に応じ得る体制は完備されている。こうした中で、海浜病院の増床については、建替え中の市立病院との関係も考慮して現在基本計画を策定中である。

9. 分析結果の総括

病院事業の収益構造の分析は、患者1人1日あたりの診療収益と患者数に依存する。診療収益は診療内容に依存し、診療内容は医師や、設備や他の病院との地域医療の機能分担によって左右される。患者数は地域の中で地理的要因や医師や設備等の完備状況によって変動する。こうした収益に対応して、材料費、人件費、減価償却費等の医業費用が発生する。医師1人1日あたりの取扱い患者数や診療収益、1床あたりの収益や病床の利用率は、人や設備の有効性や効率性を分析するものである。

市立病院と海浜病院の差異、他の政令指定都市との比較、特に横浜市と川崎市との比較による差は、病院の診療内容や設備状況の差異より生じるものであると考えられる。

特に自治体病院においては、不採算医療でも住民のための地域医療の確保のために実施していかなければならない医療もあり、民間病院と異なり、病院経営のある程度の赤字は避けられない。幾つかの与えられた制約の中で、いかに病院事業損益を改善するかが今日の自治体病院の課題であるが、それには地域における自治体病院と周辺病院との医療の機能分担を明確にし、そのもとで、病院事業の部門別損益及び診療行為別損益の実態をより細かく計数的に把握し、しっかりした部門別予算管理を実施し経営の効率性を高めることが必要である。

したがって、「第2 病院事業の管理の監査結果」で述べた予算管理と原価管理等の改善を実施されたい。